



＼ 第3期 平戸市障がい者計画 ／

# ひらど ハートフルプラン

令和3年度 - 令和8年度

*Hirado Heartful Plan !*

令和3年3月  
長崎県平戸市



## はじめに

平戸市では、平成 28 年3月に「平戸市障害者計画(第2期)」を策定し、基本理念に基づき、障がいの有無に関わらず、誰もが、その人格と個性が尊重され、住み慣れた地域で安全で安心な暮らしができる「共生社会」の実現に向けて取り組んでまいりました。

この間、国においては、平成 28 年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について規定されました。

また、平成 30 年4月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と「児童福祉法」の一部改正が施行されました。

こうしたなか、平戸市では、計画最終年度を迎える「平戸市障害者計画」を見直し、総合的に障がい福祉施策の推進を図るため、令和3年度からの新たな「平戸市障がい者計画(第3期)」を策定いたしました。第2期より継承しております「障がいの有無によって分け隔てられることなく、安全で安心な暮らしができる福祉のまち、平戸」を基本理念とし、平戸市のすべての人が地域で安全で安心していきいきと暮らしていけるよう、市民の皆様と一体となって本計画の推進に全力を尽くしてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました平戸市障害者計画策定委員会の委員の皆様、アンケート調査、パブリックコメント等で貴重なご意見をいただきました市民の皆様、関係機関および各種団体の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和3年3月

平戸市長 黒田 成彦

# 目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨 .....	2
2 計画の位置づけ .....	3
(1) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画との関係.....	3
(2) その他計画との関係.....	4
3 計画期間 .....	4
4 計画の対象と範囲.....	5
5 計画の策定体制 .....	5
6 本計画におけるSDGs達成に関する位置づけ .....	6
第2章 平戸市における障がい者の状況.....	7
1 本市の障がい者の概況 .....	8
(1) 障害者手帳所持者数.....	8
(2) 障害者手帳種別所持者数 .....	9
(3) 障がい児の就学状況等 .....	13
(4) 難病患者の状況について .....	15
2 アンケート調査結果.....	16
(1) 調査概要.....	16
(2) 調査結果概要.....	17
第3章 計画の基本的方向 .....	29
1 基本理念 .....	30
2 基本目標 .....	31
3 施策の体系.....	32
第4章 施策の基本的方向 .....	33
基本目標1 権利を守っていきます.....	34
1 差別の解消および権利擁護の推進.....	34
2 行政サービス等での権利擁護のための配慮.....	38
基本目標2 自分らしい自立した生活を支援していきます .....	39
1 生活支援のための基盤づくり .....	39
2 保健・医療サービスの充実 .....	42
3 雇用と就労の充実.....	45
4 安心・安全対策の推進.....	47

基本目標 3 社会参加の機会を充実していきます .....	50
1 教育の充実とスポーツ・文化芸術活動への参加機会の充実 .....	50
2 生活環境の整備 .....	53
3 コミュニケーションの支援 .....	55
第5章 計画の推進にあたって .....	57
1 市内ならびに関係機関との連携強化 .....	58
2 国や県、近隣市町との連携強化 .....	58
3 さまざまな組織・団体との協働体制強化 .....	58
4 広報・啓発活動の推進 .....	58
資 料 編 .....	59
1 平戸市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会条例 .....	60
2 平戸市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会 委員名簿 .....	62

## ■障がいの表記について

法令や条例等の名称及びそれらの中で特定のものをさす用語、組織、関係団体、関係施設などの名称を除き、「害」を「がい」と表記しています。



# 第1章 計画の策定にあたって

---

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

障がい者施策に対する充実は、世界的な流れで進んでおり、国は、障がい者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な条約である「障害者の権利に関する条約」の批准を平成26年1月に行いました。

また、共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援することを目的とする「第4次障害者基本計画」（計画期間：平成30年度から令和4年度）を「障害者の権利に関する条約」の理念も踏まえ、平成30年3月に策定しました。

さらに、平成28年4月に一部施行された「改正障害者雇用促進法」において、雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止や合理的配慮の提供義務を新たに定めるとともに、「障害者差別解消法」において、障がい者に対する国・地方公共団体及び事業所の不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供義務を新たに決めました。

その他、平成28年8月に施行された「発達障害者支援法の一部を改正する法律」において、発達障がい者の支援の充実を推進するとともに、平成30年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」において、障がい者の地域生活支援の充実や、障がい児支援のニーズの多様化への対応を推進するなど、障がい者施策の推進を図っています。

本市では、障がい者の施策全般にわたる基本的な事項及び地域における障がい者の暮らしを支えるための計画であり、ノーマライゼーションの理念を継承し、障がい者の社会への参加・参画に向けた施策の推進を図るための長期計画として、「平戸市障害者計画」を策定しています。

また、障がい者が生活する上で必要な障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を実施するにあたり、提供体制の確保や種類ごとの必要量を具体的に定めた計画として、「平戸市障害福祉計画・障害児福祉計画」を策定しています。

現在の「平戸市障害者計画（第2期）ひらどハートフルプラン」の計画期間が令和2年度末に終了を迎えることから、国や県の障がい者施策の動向や近年行われた障がい者制度改革を踏まえ、新たな「第3期平戸市障がい者計画（令和3年度～令和8年度）」を策定することとしました。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」に該当する理念計画として位置づけられるものです。

### ○障害者基本法第11条第3項

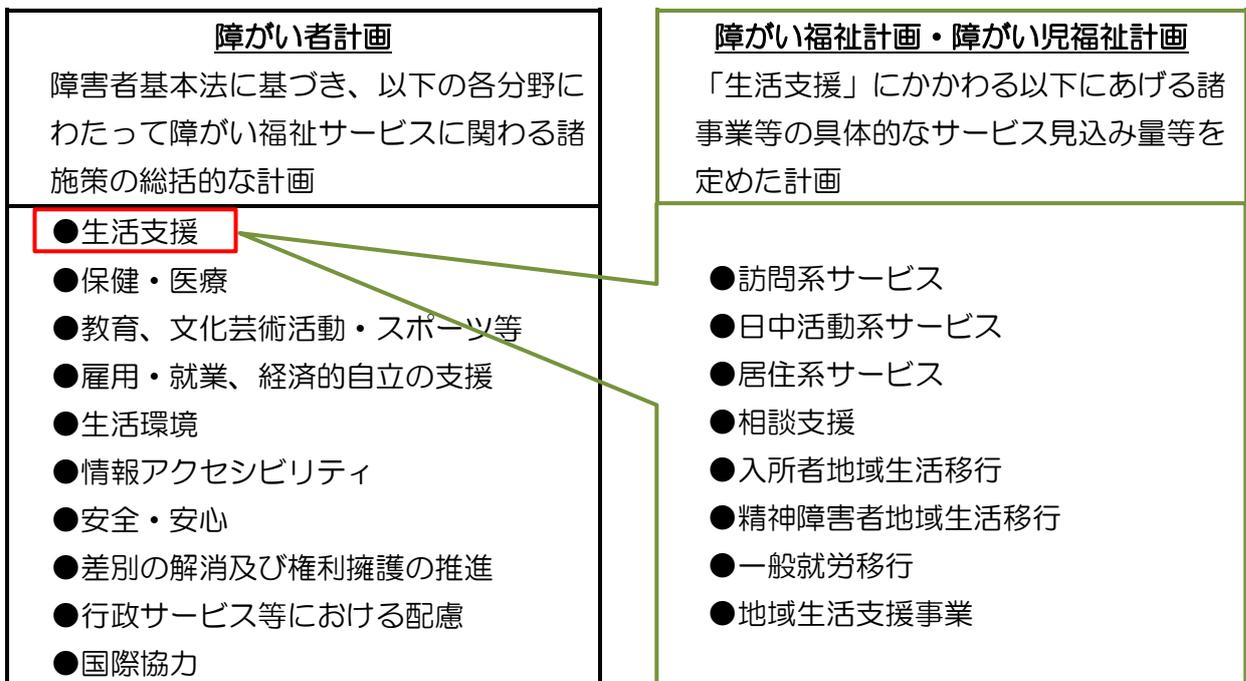
市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

### (1) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画との関係

障がい者計画は、障がい者の施策全般にわたる基本的な事項等について定めた理念計画です。

一方、障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、障がい者計画に定めた理念に基づき、障がい者（児）が生活する上で必要な障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の実施に関する事項等について定めた実施計画です。

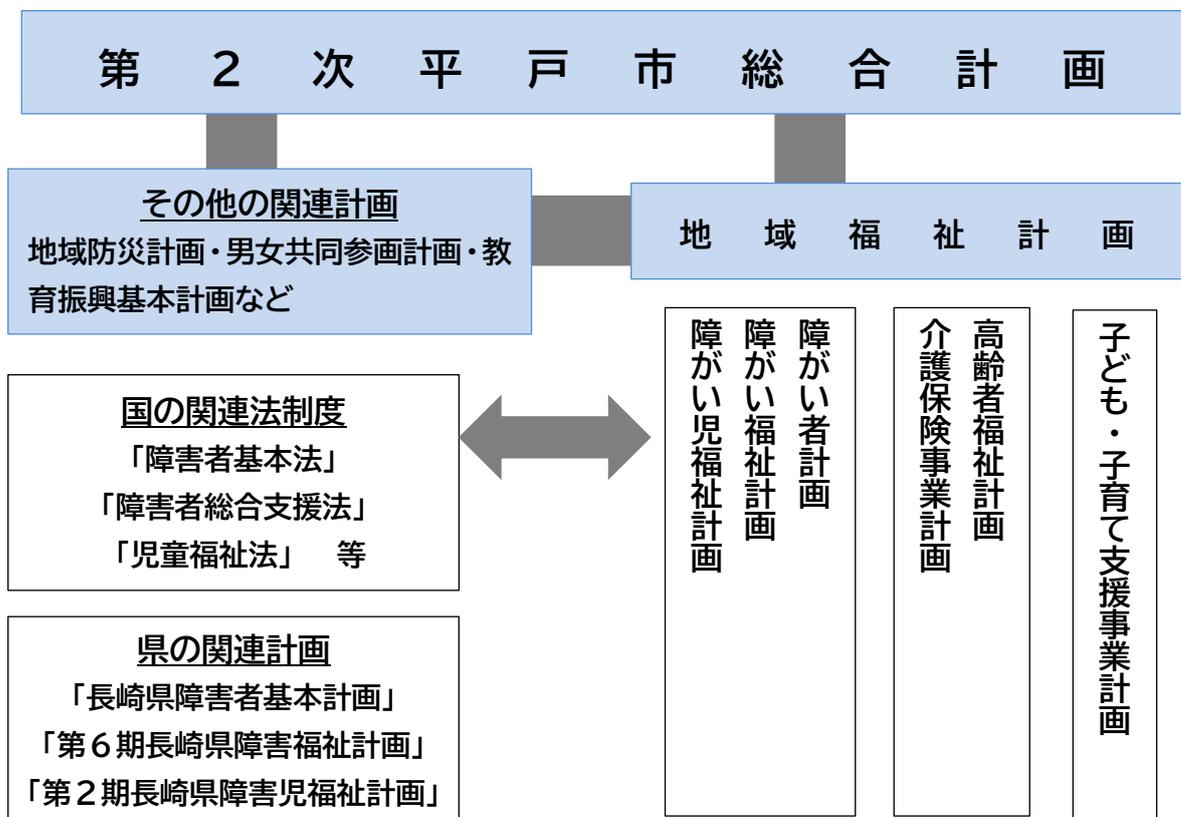
「障がい者計画」と「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の関係



## (2) その他計画との関係

本計画は、本市のまちづくりの基本指針を定めた第2次平戸市総合計画の分野別計画として位置付けられ、地域福祉計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画等の関連する計画との整合を図りつつ、障がい者（児）福祉に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります。

また、障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定に係る基本指針として令和2年5月に告示された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）」や「長崎県障害福祉計画」等、国や県が示す方向性を踏まえた計画となります。



## 3 計画期間

本計画の期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)
第2期障がい者計画 平成28年度～令和2年度						第3期障がい者計画 令和3年度～令和8年度					
第4期障がい福祉計画 平成27年度～平成29年度		第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画 平成30年度～令和2年度		第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画 令和3年度～令和5年度			第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画 令和6年度～令和8年度				

## 4 計画の対象と範囲

---

本計画で記載している「障がい者」とは、障害者基本法で定められている「身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病（特定疾患）、高次脳機能障害、その他の心身の機能の障がいがあるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける」人を総称するものとして使用し、その家族や地域、社会全体への働きかけを含めた施策を推進します。

本計画においては、「障がい者」は年齢を問わず上記にあてはまる人として記載し、「障がい児」は上記にあてはまる人のうち18歳未満の人として記載します。

## 5 計画の策定体制

---

本計画の策定において、障がい者福祉関係団体や学識経験者等で構成する平戸市障害者計画等策定委員会を開催し、本計画素案等の検討・審議を行いました。

また、障害者手帳所持者、障がい福祉サービス利用者、児童通所サービスの利用者及び障がい者福祉に関わる事業所・関係団体等に対するアンケート調査等を実施し、その結果を基礎資料として活用しました。

## 6 本計画におけるSDGs達成に関する位置づけ

「SDGs」は、2015年9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された、持続可能な世界を実現するための2030年までの世界の開発目標です。本市においても、SDGs達成に向けて、様々な取組みを進めています。

本計画の内容については、SDGsの17のゴール※1のうち、下記のゴールに繋がるものです。本市におけるSDGsの達成に向けて、本計画の取組みを推進します。

### 【※1 SDGsの17のゴール】

	1. 貧困をなくそう		2. 飢餓をゼロに		3. すべての人に健康と福祉を		4. 質の高い教育をみんなに
	5. ジェンダー平等を実現しよう		6. 安全な水とトイレを世界中に		7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに		8. 働きがいも経済成長も
	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう		10. 人や国の不平等をなくそう		11. 住み続けられるまちづくりを		12. つくる責任つかう責任
	13. 気候変動に具体的な対策を		14. 海の豊かさを守ろう		15. 陸の豊かさを守ろう		16. 平和と公正をすべての人に
	17. パートナリシップで目標を達成しよう						

### 【本計画の内容が繋がるSDGsのゴール】



#### 1. 貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



#### 3. すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



#### 4. 質の高い教育をみんなに

すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



#### 10. 人や国の不平等をなくそう

国内および国家間の格差を是正する



#### 11. 住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



#### 16. 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

## 第2章 平戸市における障がい者の状況

## 第2章 平戸市における障がい者の状況

### 1 本市の障がい者の概況

#### (1) 障害者手帳所持者数

本市の障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和2年3月末日時点の所持者数は3,005人となっています。

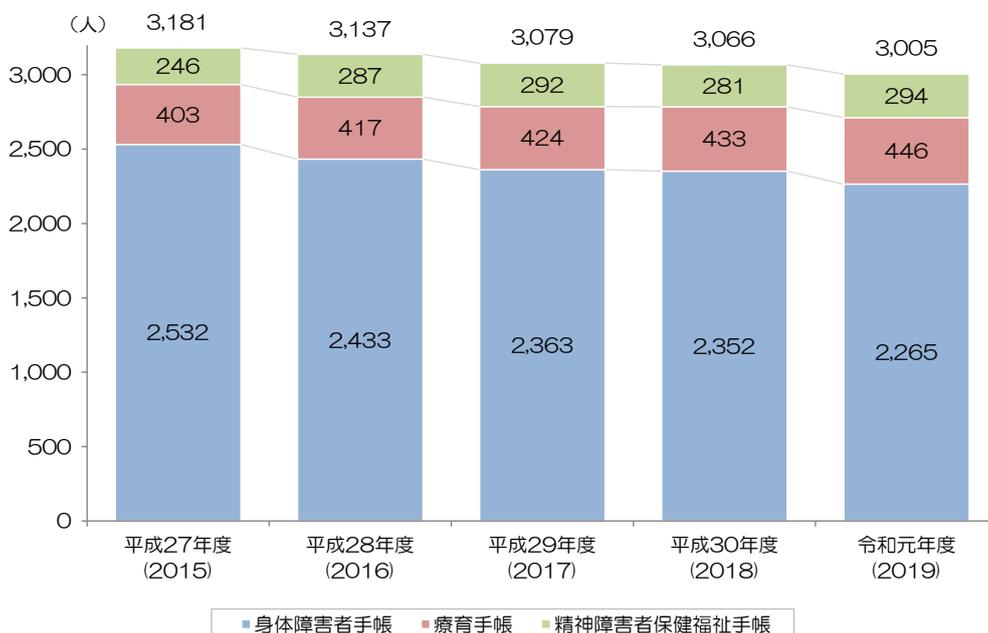
総人口に対する割合は9.7%で変動がないことから、総人口減少の影響を受けていると考えられます。

手帳種別でみると、身体障害者手帳所持者数が減少傾向にある一方、療育手帳所持者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。

(単位：人、%)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総人口	33,319	32,692	32,186	31,641	30,976
手帳所持者総数	3,181	3,137	3,079	3,066	3,005
総人口に対する割合	9.5%	9.6%	9.6%	9.7%	9.7%
身体障害者手帳	2,532	2,433	2,363	2,352	2,265
総人口に対する割合	7.6%	7.4%	7.3%	7.4%	7.3%
療育手帳	403	417	424	433	446
総人口に対する割合	1.2%	1.3%	1.3%	1.4%	1.4%
精神障害者保健福祉手帳	246	287	292	281	294
総人口に対する割合	0.7%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%

※資料 福祉課障害福祉班 各年度3月末日現在



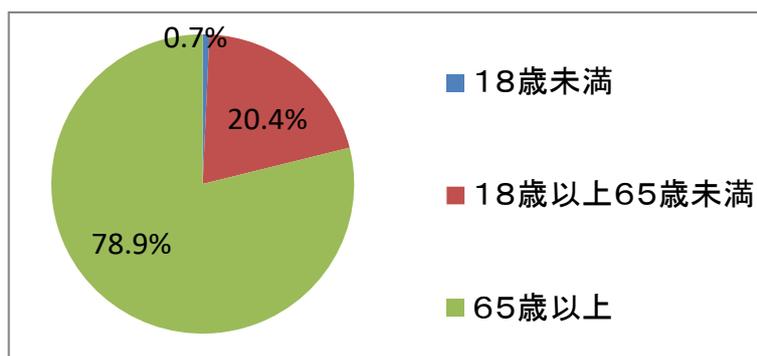
## (2) 障害者手帳種別所持者数

### ① 身体障害者手帳

#### ア) 年齢区分別所持者数

本市の令和2年3月末日時点の所持者数は2,265人となっています。

年齢3区分別にみると、65歳以上が所持者全体に占める割合が約8割となっています。



年齢区分	人数	割合
18歳未満	16人	0.7%
18歳以上65歳未満	462人	20.4%
65歳以上	1,787人	78.9%
計	2,265人	-

※令和2年3月末日現在

#### イ) 等級別所持者数の推移

本市の身体障害者手帳所持者数を等級別にみると、1級が最も多く、次いで、4級が多くなっています。

令和2年3月末日時点の身体障害者手帳所持者数は、平成28年3月末日時点と比較して、1級から5級で減少しています。

(単位：人)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
身体障害者手帳所持者数	2,532	2,433	2,363	2,352	2,265
1級	676	653	643	643	604
2級	421	378	363	354	340
3級	497	469	456	461	445
4級	590	579	551	555	538
5級	163	165	157	155	153
6級	185	189	193	184	185

※各年度3月末日現在

ウ) 障がいの種類別所持者数の推移

本市の身体障害者手帳所持者数を障がいの種類別にみると、肢体不自由が最も多く、次いで、内部障がいが多くなっています。

令和2年3月末日時点の身体障害者手帳所持者数は、平成28年3月末日時点と比較して、すべての障がいの種類で減少しています。

(単位：人)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
身体障害者手帳所持者数	2,532	2,433	2,363	2,352	2,265
視覚障がい	218	205	197	194	189
聴覚平衡障がい	247	237	230	227	226
音声言語障がい	29	25	22	22	22
肢体不自由	1,304	1,219	1,176	1,156	1,099
内部障がい	734	747	738	753	729

※各年度3月末日現在

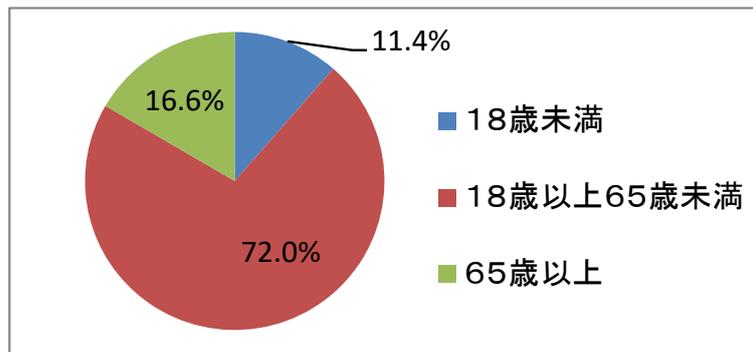
② 療育手帳

ア) 年齢区分別所持者数の推移

本市の令和2年3月末日時点の療育手帳所持者数は446人となっています。

年齢3区分別にみると、18歳以上65歳未満が所持者全体に占める割合が約7割となっています。

年齢区分	人数	割合
18歳未満	51人	11.4%
18歳以上65歳未満	321人	72.0%
65歳以上	74人	16.6%
計	446人	-



※令和2年3月末日現在

### イ) 等級別所持者数の推移

本市の療育手帳所持者数を等級別にみると、B2が最も多く、次いで、B1が多くなっており、B1とB2で全体の6割以上を占めています。

令和2年3月末日時点の療育手帳所持者数は、平成28年3月末日時点と比較して、A2を除く等級で増加しています。

(単位：人)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
療育手帳所持者数	403	417	424	433	446
A 1	67	70	74	74	77
A 2	94	98	95	94	88
B 1	110	115	121	126	135
B 2	132	134	134	139	146

※各年度3月末日現在

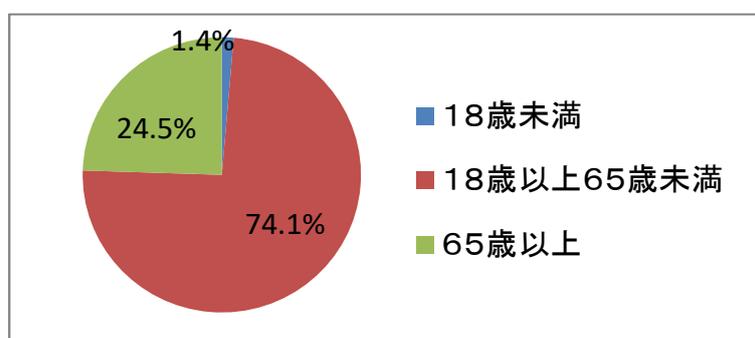
### ③ 精神障害者保健福祉手帳

#### ア) 年齢区分別所持者数の推移

本市の令和2年3月末日時点の精神障害者保健福祉手帳所持者数は 294 人となっています。

年齢3区分別にみると、18歳以上65歳未満が所持者全体に占める割合が約7割となっています。

年齢区分	人数	割合
18歳未満	4人	1.4%
18歳以上65歳未満	218人	74.1%
65歳以上	72人	24.5%
計	294人	-



※令和2年3月末日現在

### イ) 等級別所持者数の推移

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別にみると、2級が最も多くなっています。

令和2年3月末日時点の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成28年3月末日時点と比較すると、2級及び3級の所持者数が増加しています。

(単位：人)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
精神障害者保健福祉手帳所持者数	246	287	292	281	294
1 級	39	37	36	35	37
2 級	167	186	197	184	189
3 級	40	64	59	62	68

※各年度3月末日現在

### (3) 障がい児の就学状況等

#### 市内の特別支援学級及び通級指導教室

(単位：人)

区 分			平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
特別 支 援 学 級	知的障がい	小学校	学級数	7	9	7	9
			人数	15	19	17	18
		中学校	学級数	4	4	4	4
			人数	6	7	11	9
	自閉症・ 情緒障がい	小学校	学級数	8	6	5	6
			人数	11	9	9	8
		中学校	学級数	3	3	4	5
			人数	6	6	5	8
	肢体不自由	小学校	学級数	2	2	1	1
			人数	2	2	1	1
		中学校	学級数	1	0	0	0
			人数	1	0	0	0
	弱視	小学校	学級数	0	0	0	0
			人数	0	0	0	0
		中学校	学級数	1	1	1	0
			人数	1	1	1	0
	病弱	小学校	学級数	0	0	0	0
			人数	0	0	0	0
		中学校	学級数	0	0	0	0
			人数	0	0	0	0
難聴	小学校	学級数	1	1	1	0	
		人数	1	1	1	0	
	中学校	学級数	0	0	0	01	
		人数	0	0	0	01	
小計			学級数	27	26	23	26
			人数	43	45	45	45
通級 指 導 教 室	情緒障がい	小学校	学級数	0	0	0	0
			人数	0	0	0	0
		中学校	学級数	0	0	0	0
			人数	0	0	0	0
	LD・※ ADHD	小学校	学級数	3	3	3	3
			人数	30	43	50	46
		中学校	学級数	2	2	2	2
			人数	34	26	20	23
	言語障がい	小学校	学級数	4	4	4	4
			人数	55	57	51	63
		中学校	学級数	0	0	0	0
			人数	0	0	0	0
	難聴	小学校	学級数	0	0	0	0
			人数	0	0	0	0
中学校		学級数	0	0	0	0	
		人数	0	0	0	0	
小計			学級数	9	9	9	9
			人数	119	126	121	132
合計			学級数	36	35	32	35
			人数	162	171	166	177

※LD：学習障害 ADHD：注意欠如多動性障害

資料：学校教育課（令和2年5月1日現在）

市内及び近隣の特別支援学級及び通級指導教室

(単位：人)

種別	学校名	平戸市からの在学者数			
		小学部	中学部	高等部	計
知的障がい	長崎県立佐世保特別支援学校	4	1	2	7
肢体不自由	長崎県立佐世保特別支援学校	0	1	2	3
訪問教育	長崎県立佐世保特別支援学校	0	0	0	0
知的障がい	長崎県立佐世保特別支援学校高等部北松分教室	0	0	10	10

資料：学校教育課（令和2年5月1日現在）

本市は、平成28年7月から長崎県立佐世保特別支援学校へ通学する児童・生徒に対して、保護者の送迎の負担軽減を図るため、送迎バスを運行し通学支援を行っています。このたび令和3年4月に田平中学校内に長崎県立佐世保特別支援学校北松分校（小・中学部）が設置されることになりました。これにより、平戸市内に特別支援学校小・中・高等部が整備されたことになり、障がい児の教育の充実が図られます。

なお、平戸市内の特別支援学校については、知的障がい児を対象としているため、肢体不自由児については、引き続き、佐世保特別支援学校本校までの通学支援を行います。

また、平戸市療育支援センター「あったかさん21」については、平成30年4月に施設のリニューアルを行い、広く充実した施設で、療育支援を行っています。

あったかさん21の利用状況

(単位：人)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実人数	47	57	53	59	61
延べ人数	998	945	996	1,276	1,215
開所日数	246	246	247	246	242

資料：障害福祉班（各年度末現在）

#### (4) 難病患者の状況について

平成 25 年 4 月から、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)に定める障がい児・者の対象に難病等が加わり、障がい福祉サービス、相談支援等の対象となっています。

平成 27 年 1 月に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」では、医療費助成の対象とする疾患は新たに指定難病と呼ばれることとなりました。難病は(1)発病の機構が明らかでなく、(2)治療方法が確立していない、(3)希少な疾患であり、(4)長期の療養を必要とするもの、という 4 つの条件を必要としていますが、指定難病にはさらに、(5)患者数が国内で一定の人数(人口の約 0.1%程度)に達しないこと、(6)客観的な診断基準(またはそれに準ずるもの)が成立していること、という 2 条件が加わっています。

平戸市の特定医療(指定難病)受給者は、令和元年度末現在で 339 人です。患者数は法律の施行以後、対象疾患が追加された影響により、増加している状況です。

子どもの慢性疾患のうち、小児がんなど特定の疾患については、治療期間が長く医療費負担が高額となります。小児慢性特定疾病医療費助成制度は、特定の慢性疾患にかかり、長期にわたる療養を必要とする児童の健全な育成のため、疾患の治療確立と普及を促進し、患者家庭の医療費の負担を軽減することを目的としています。対象は 18 歳未満の児童等です。(ただし、18 歳到達時点において本事業の対象であり、かつ、18 歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20 歳未満の者も対象とします。)平戸市では、小児慢性特定疾病医療費受給者は、令和元年度末で 29 人です。

##### ■特定医療(指定難病)受給者の推移

(単位:人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
延べ受給者数	340	350	336	328	339

※令和元年 7 月から、対象疾患は 333 疾患となっています。  
資料:長崎県県北保健所(各年 3 月 31 日現在)

##### ■小児慢性特定疾病受給者の推移

(単位:人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
延べ受給者数	26	26	28	26	29

※令和元年 7 月から、対象疾患は 16 疾患群、762 疾患となっています  
資料:長崎県県北保健所(各年 3 月 31 日現在)

## 2 アンケート調査結果

### (1) 調査概要

#### ①調査の目的

令和3年度を初年度とする「第3期平戸市障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」の策定に向け、市内在住の障がい者・障がい児の現在の生活状況や今後の生活についての意見、潜在的なニーズ（サービスの利用意向・福祉に関する意識等）、及び市内の事業所・団体の活動状況や意見等を把握し、計画の基礎資料とすることを目的として、3つの調査を実施しました。

#### ②調査時期

令和2年8月22日（土）から令和2年9月7日（月）

#### ③調査方法

##### ■福祉に関するアンケート調査（障がい者向け）

市が管理している身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、障がい福祉サービス利用者、児童通所サービスの利用者の中から抽出した1,500人を調査対象者とし、郵送法（郵送による調査票の配布・回収）により実施。

##### ■障がい福祉計画策定のためのアンケート調査（障がい福祉サービス事業者向け）

平戸市内に事業所がある33事業所を調査対象者とし、郵送法（郵送による調査票の配布・回収）により実施。

##### ■障がい福祉計画策定のためのアンケート調査（障がい福祉団体向け）

平戸市内で活動する5団体を調査対象者とし、郵送法（郵送による調査票の配布・回収）により実施。

#### ④調査票配布・回収状況

区分		配布数	有効回答数	有効回答率
福祉に関するアンケート調査		1,500件	665件	44.3%
障がい福祉計画策定のためのアンケート調査	障がい福祉サービス事業者	33件	31件	93.9%
	障がい福祉団体	5件	5件	100.0%

⑤調査結果利用上の注意点

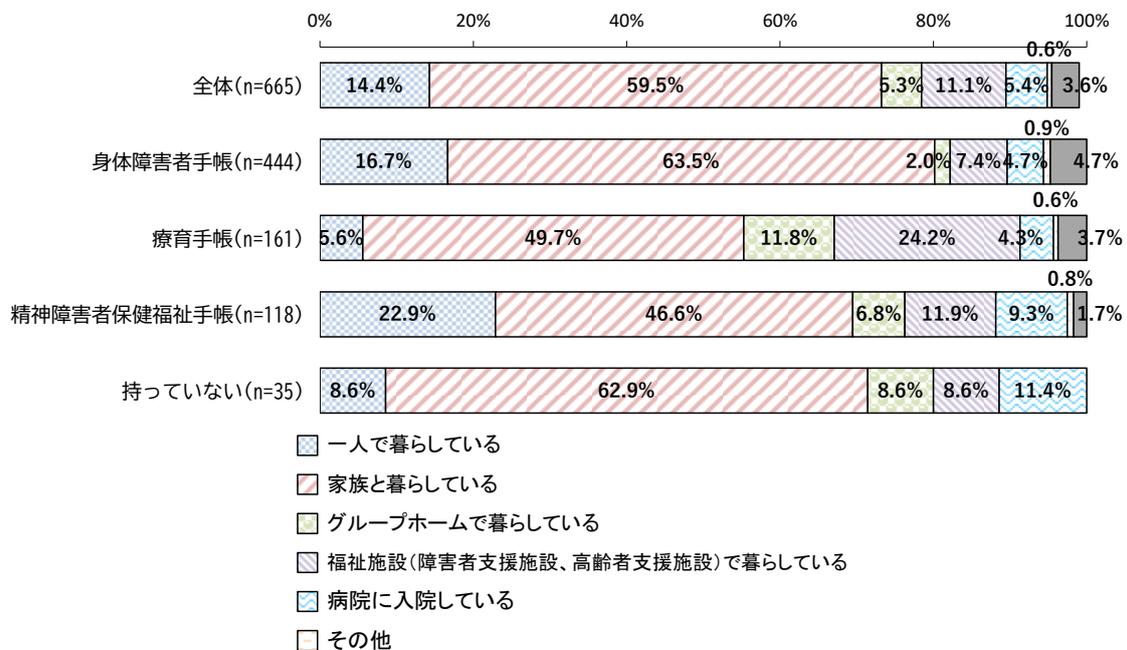
- ・各設問の「n＝」は、回答者数を表しています。
- ・回答率は百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
- ・2つ以上の回答を要する（複数回答）質問の場合、選択肢ごとの割合を合計すると100%を超える場合があります。
- ・数表・図表は、スペースの都合上、文言や数値等を省略している場合があります。

(2) 調査結果概要

①現在の生活について（障がい者向け調査）

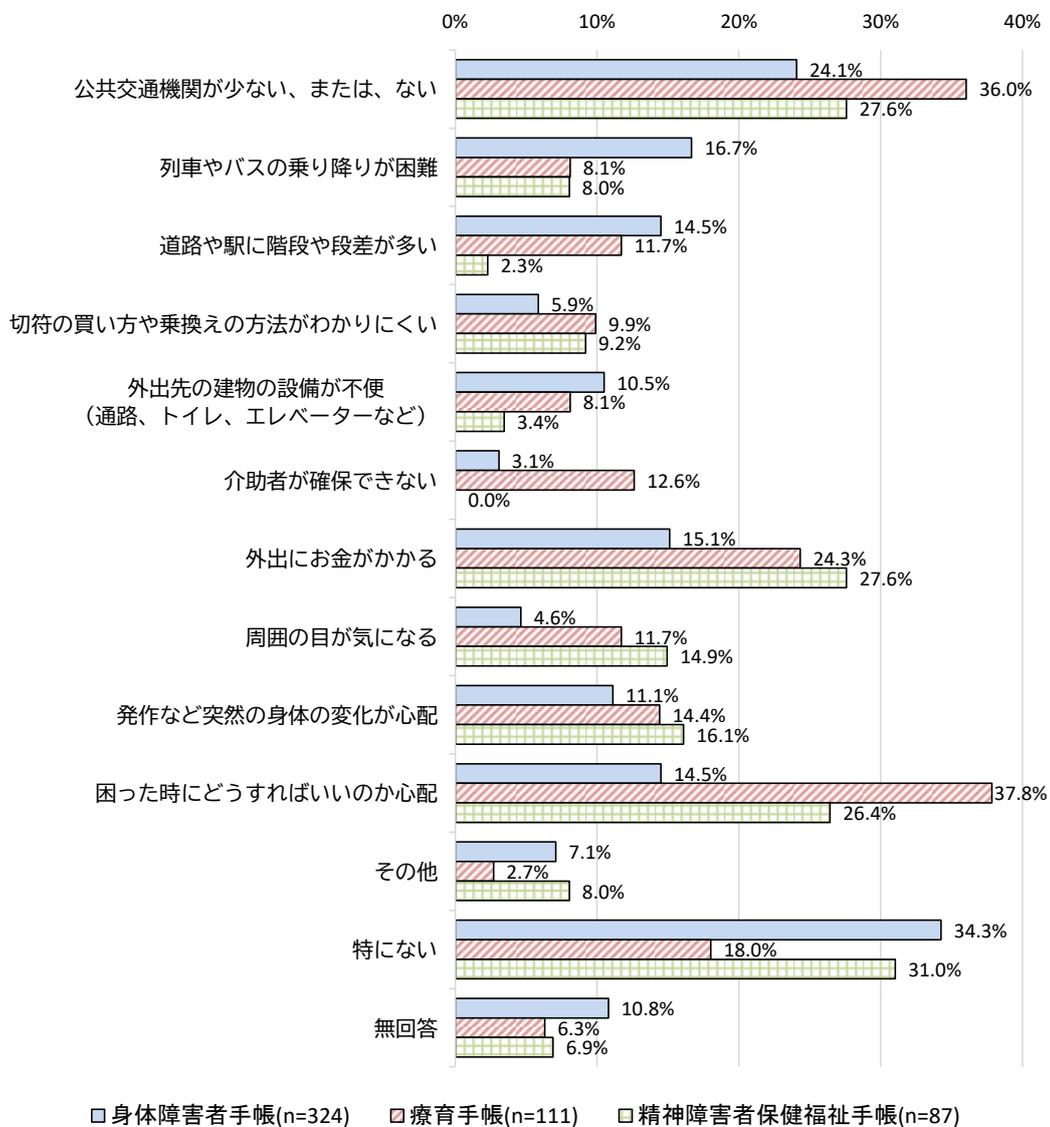
全体では、「家族と暮らしている」(59.5%)の割合が最も高く、次いで「一人で暮らしている」(14.4%)、「福祉施設（障害者支援施設・高齢者支援施設）で暮らしている」(11.1%)となっています。

手帳所持者別でみると、身体障害者手帳所持者では「家族と暮らしている」(63.5%)の割合が、療育手帳所持者では「福祉施設（障害者支援施設・高齢者支援施設）で暮らしている」(24.2%)の割合が、精神障害者保健福祉手帳所持者では「一人で暮らしている」(22.9%)の割合が他の手帳所持者と比較して高くなっています。



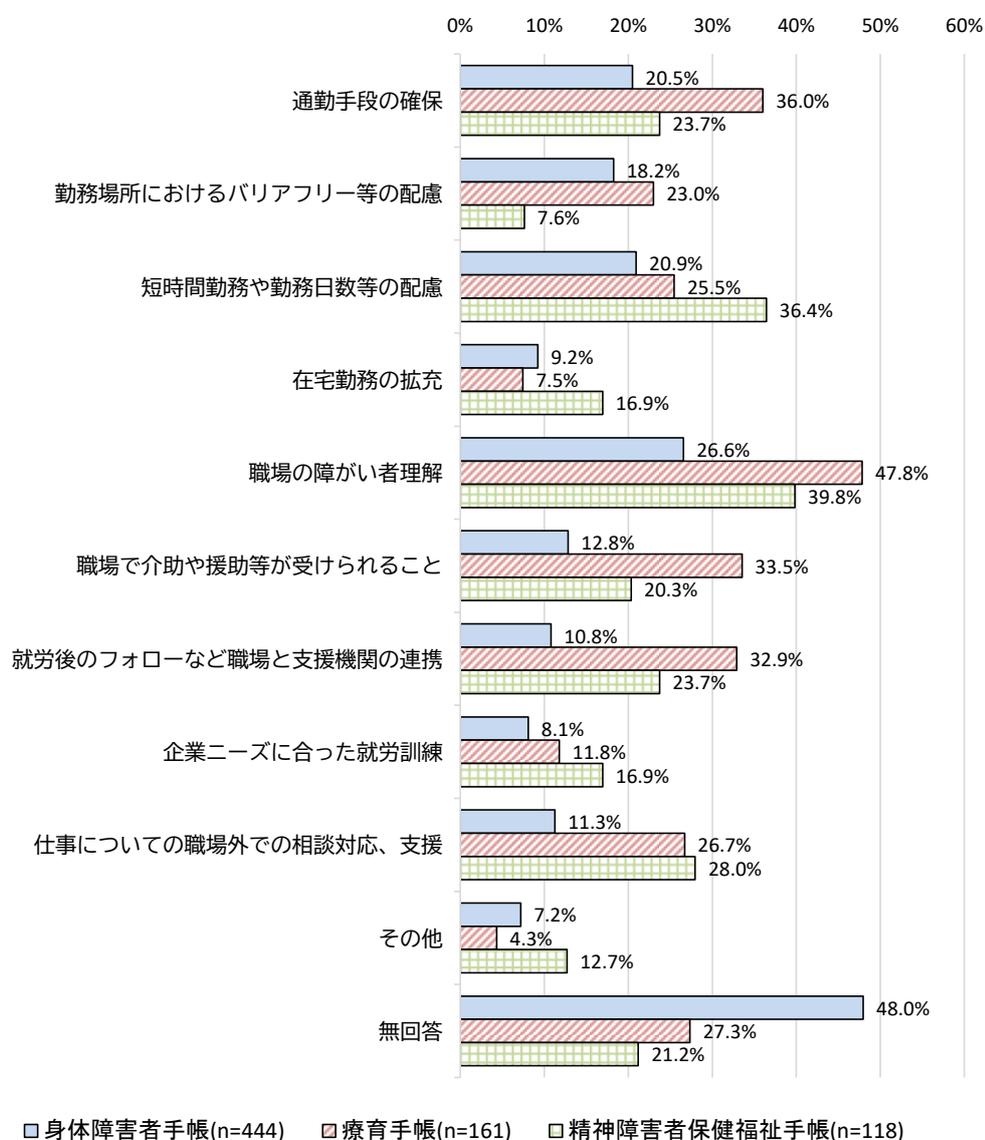
②外出するときに困ること（障がい者向け調査）

外出の時に困ることについて、手帳所持者別にみると、身体障害者手帳所持者では「列車やバスの乗り降りが困難」（16.7%）、「道路や駅に階段や段差が多い」（14.5%）、「外出先の建物の設備が不便（道路、トイレ、エレベーターなど）」（10.5%）、「特にない」（34.3%）の割合が、療育手帳所持者では「公共交通機関が少ない、または、ない」（36.0%）、「介助者が確保できない」（12.6%）、「困った時にどうすればいいのか心配」（37.8%）の割合が、精神障害者保健福祉手帳所持者では「外出にお金がかかる」（27.6%）、「周囲の目が気になる」（14.9%）、「発作など突然の体の変化が心配」（16.1%）の割合が他の手帳所持者と比較して高くなっています。



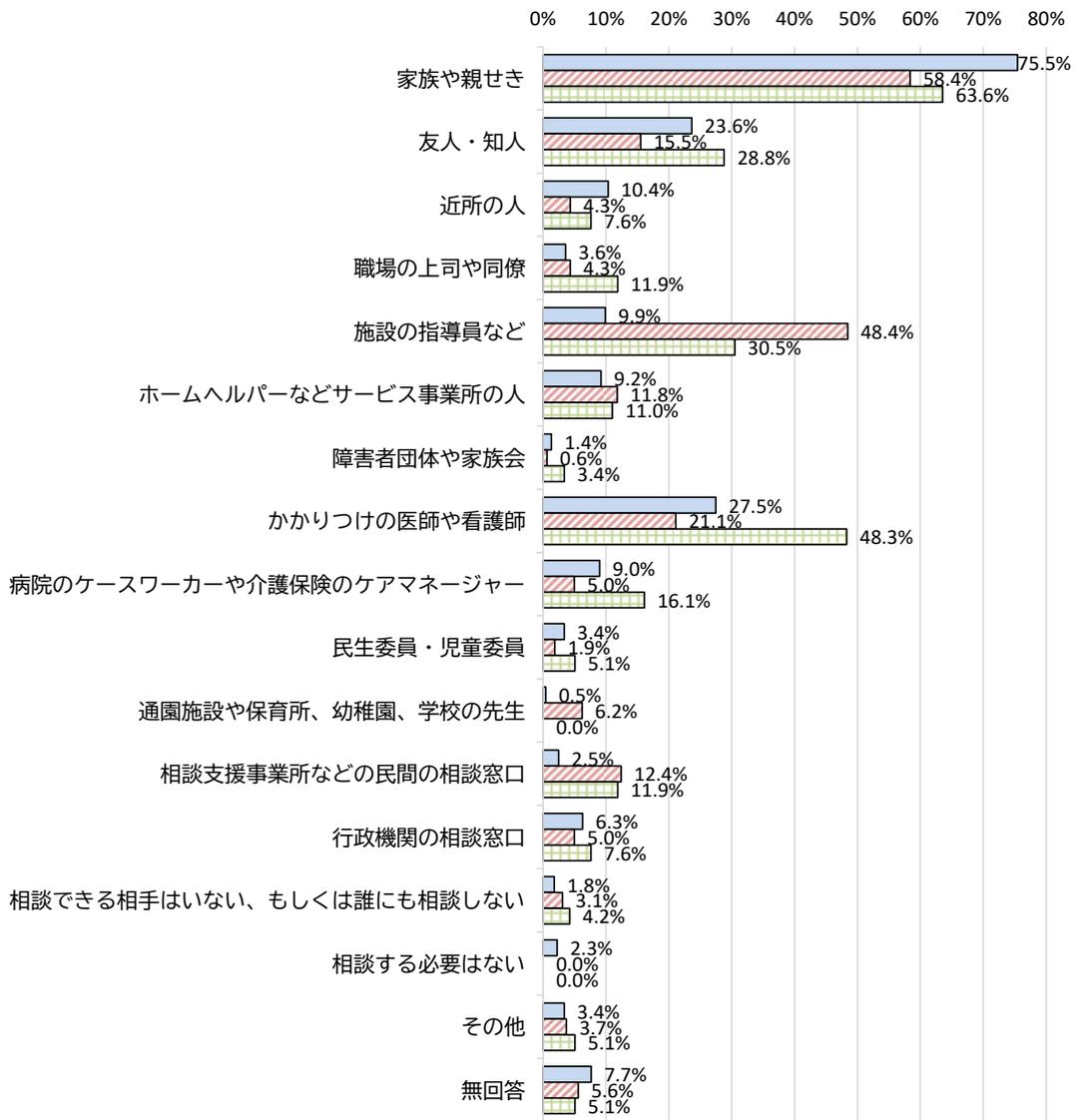
### ③障がい者の就労支援として必要なこと（障がい者向け調査）

障がい者の就労支援として必要だと思うことについて、手帳所持者別にみると、療育手帳所持者では「通勤手段の確保」（36.0%）、「勤務場所におけるバリアフリー等の配慮」（23.0%）、「職場の障がい者理解」（47.8%）、「職場で介助や援助等が受けられること」（33.5%）、「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」（32.9%）の割合が、精神障害者保健福祉手帳所持者では「短時間勤務や勤務日数等の配慮」（36.4%）、「在宅勤務の拡充」（16.9%）、「企業ニーズに合った就労訓練」（16.9%）の割合が他の手帳所持者と比較して高くなっています。



④ 普段の相談相手（障がい者向け調査）

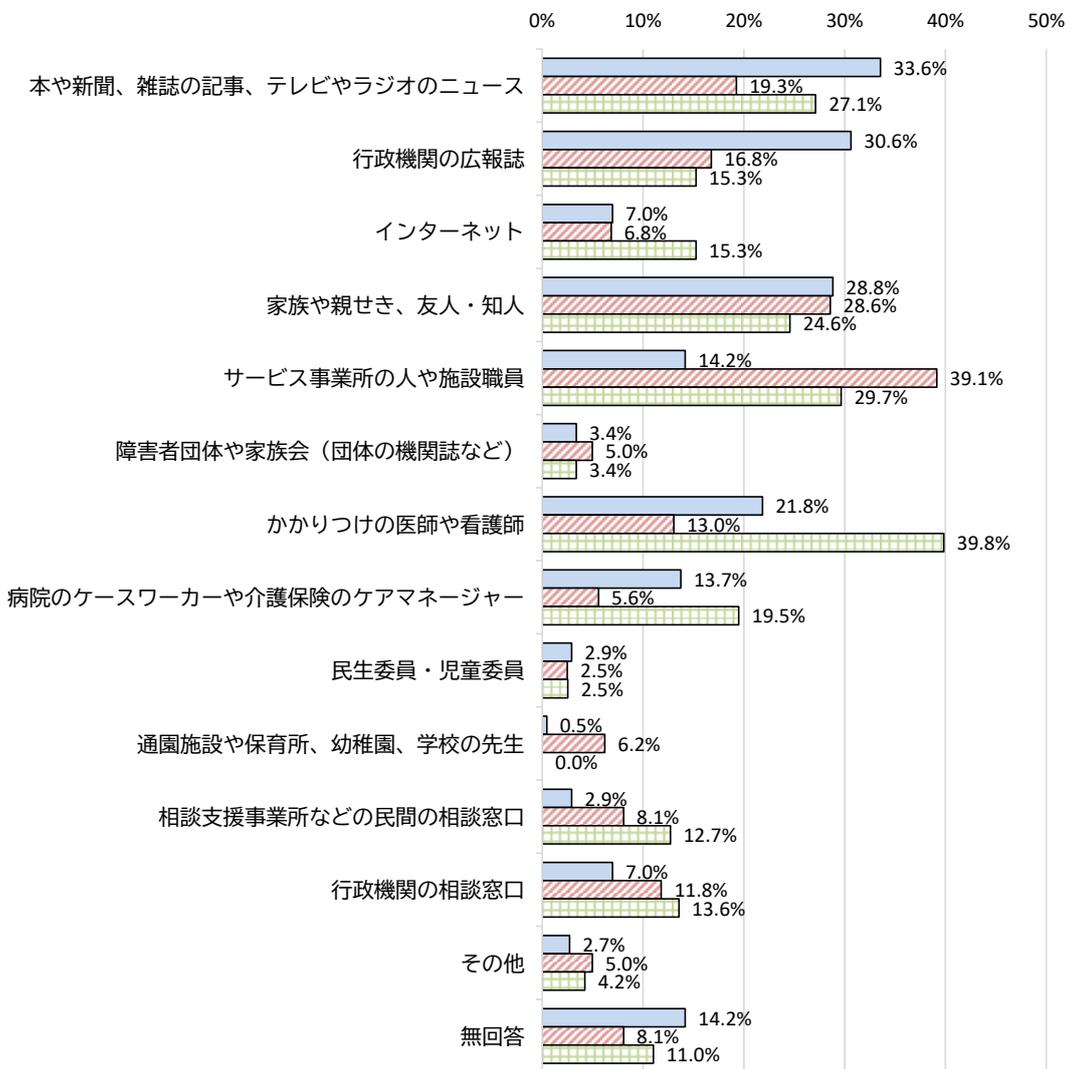
普段の相談相手について、手帳所持者別にみると、身体障害者手帳所持者では「家族や親せき」（75.5％）の割合が、療育手帳所持者では「施設の指導員など」（48.4％）、「通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生」（6.2％）の割合が、精神障害者保健福祉手帳所持者では「友人・知人」（28.8％）、「職場の上司や同僚」（11.9％）、「かかりつけの医師や看護師」（48.3％）、「病院のケースワーカーや介護保険のマネージャー」（16.1％）の割合が他の手帳所持者と比較して高くなっています。



■ 身体障害者手帳(n=444) ■ 療育手帳(n=161) ■ 精神障害者保健福祉手帳(n=118)

⑤障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を知る方法（障がい者向け調査）

障がいのことや福祉サービスなどの情報を知る方法について、手帳所持者別にみると、身体障害者手帳所持者では「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」（33.6%）、「行政機関の広報誌」（30.6%）の割合が、療育手帳所持者では「サービス事業所の人や施設職員」（39.1%）、「通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生」（6.2%）の割合が、精神障害者保健福祉手帳所持者では「インターネット」（15.3%）、「かかりつけの医師や看護師」（39.8%）、「病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャ」（19.5%）の割合が他の手帳所持者と比較して高くなっています。

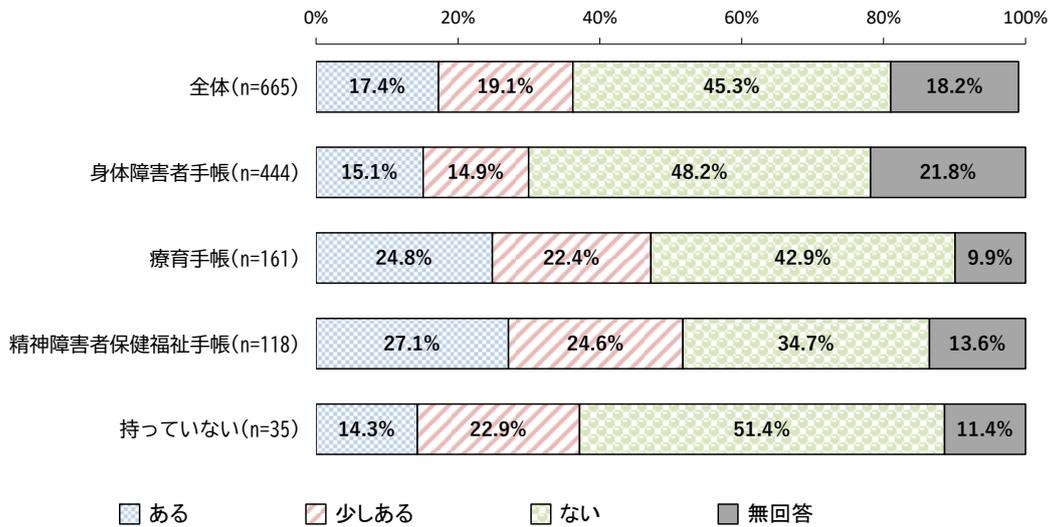


□身体障害者手帳(n=444) □療育手帳(n=161) □精神障害者保健福祉手帳(n=118)

⑥差別や嫌な思いをする（した）ことの経験について（障がい者向け調査）

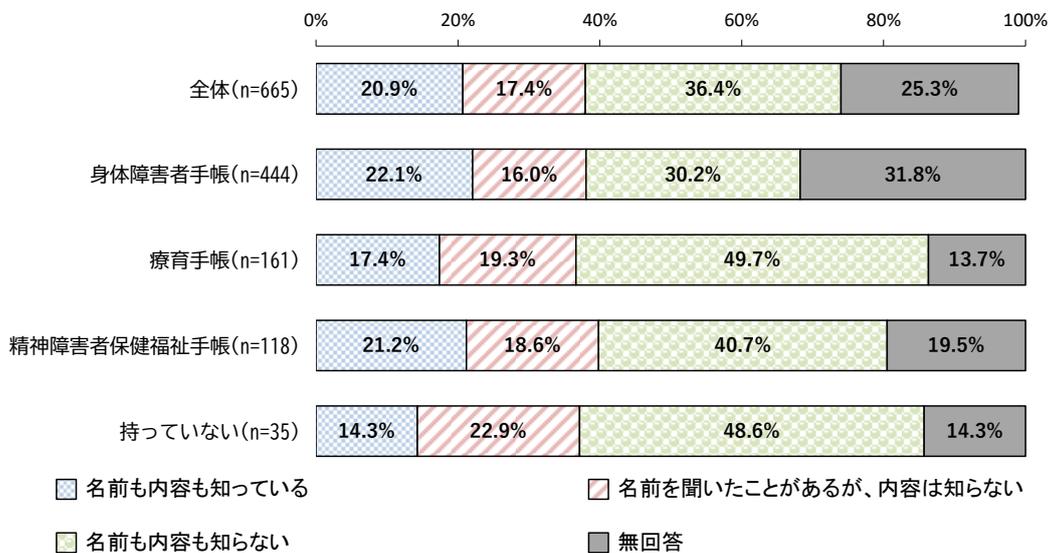
差別や嫌な思いをする（した）ことがあるかについて、全体では「ない」（45.3%）の割合が最も高く、次いで「少しある」（19.1%）、「ある」（17.4%）となっています。

手帳所持者別にみると、身体障害者手帳所持者では「ない」（48.2%）の割合が他の手帳所持者と比較して高くなっています。



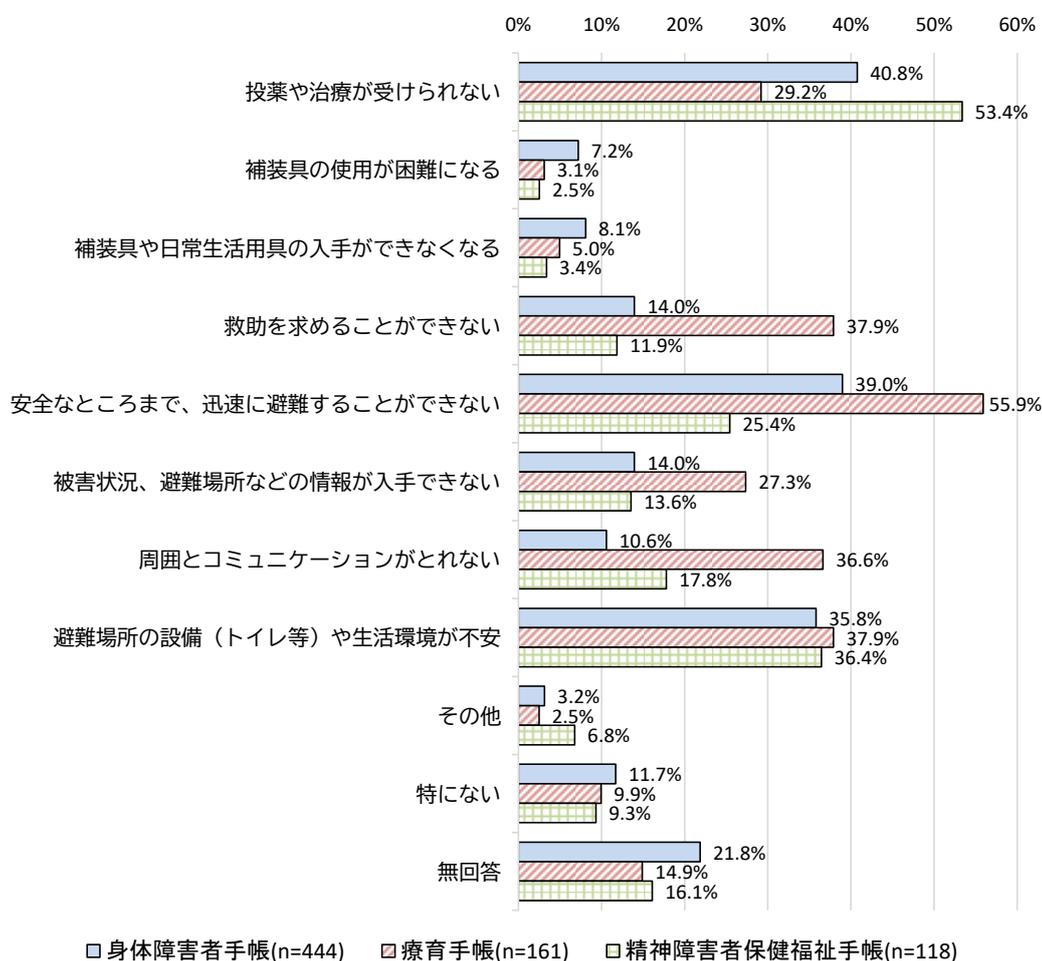
⑦成年後見制度の認知度（障がい者向け調査）

成年後継制度について、全体では「名前も内容も知らない」（36.4%）の割合が最も高く、次いで「名前も内容も知っている」（20.9%）、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」（17.4%）となっています。



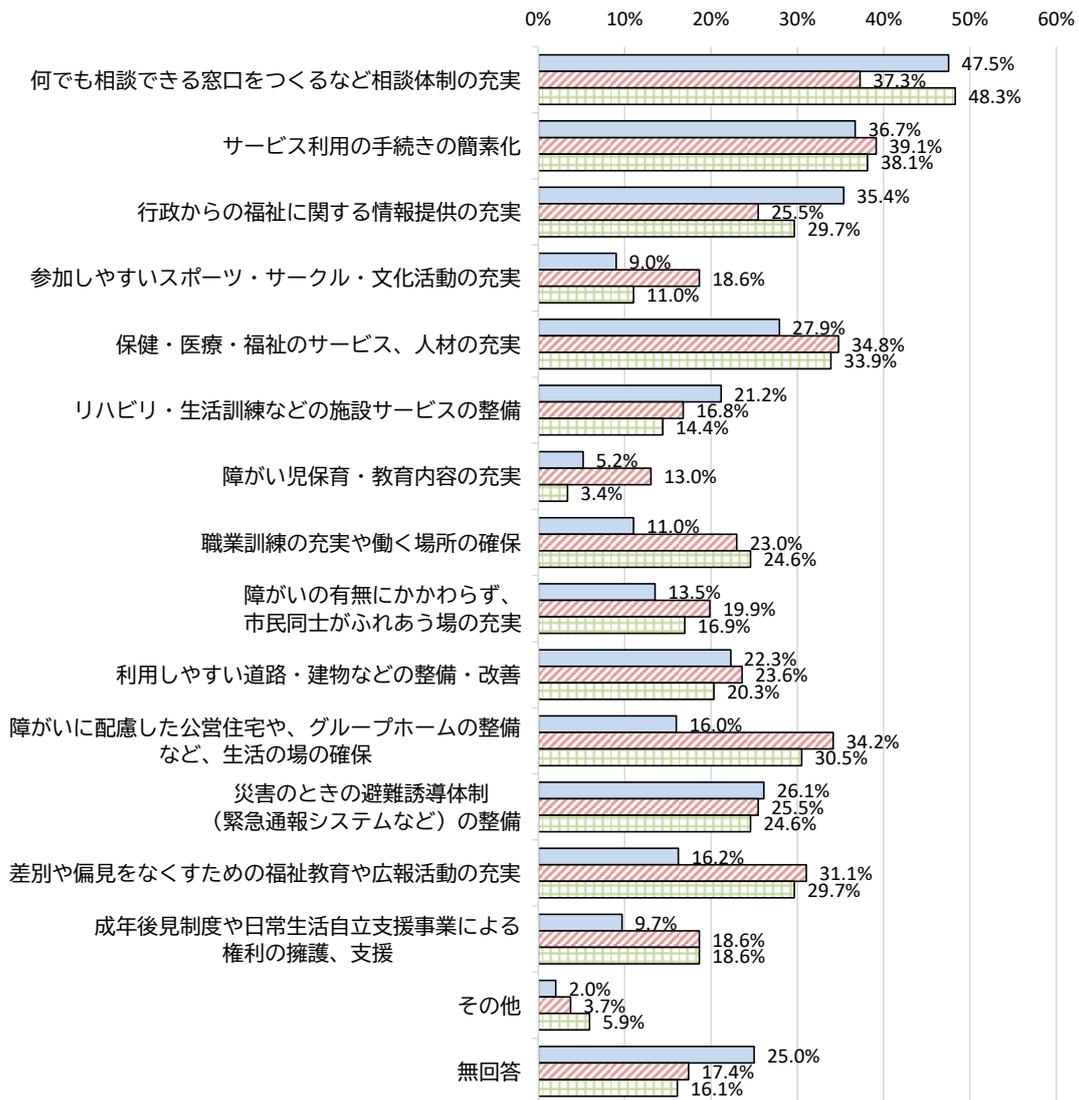
⑧災害時に困ること（障がい者向け調査）

災害時に困ることについて、手帳所持者別にみると、身体障害者手帳所持者では「補装具の使用が困難になる」（7.2%）、「補装具や日常生活用具の入手ができなくなる」（8.1%）の割合が、療育手帳所持者では「救助を求めることができない」（37.9%）、「安全なところまで、迅速に避難することができない」（55.9%）、「被害状況、非難場所などの情報が入手できない」（27.3%）、「周囲とコミュニケーションがとれない」（36.6%）の割合が、精神障害者保健福祉手帳所持者では「投薬や治療が受けられない」（53.4%）、「その他」（6.8%）の割合が他の手帳所持者と比較して高くなっています。



⑨ 住みよいまちづくりについて（障がい者向け調査）

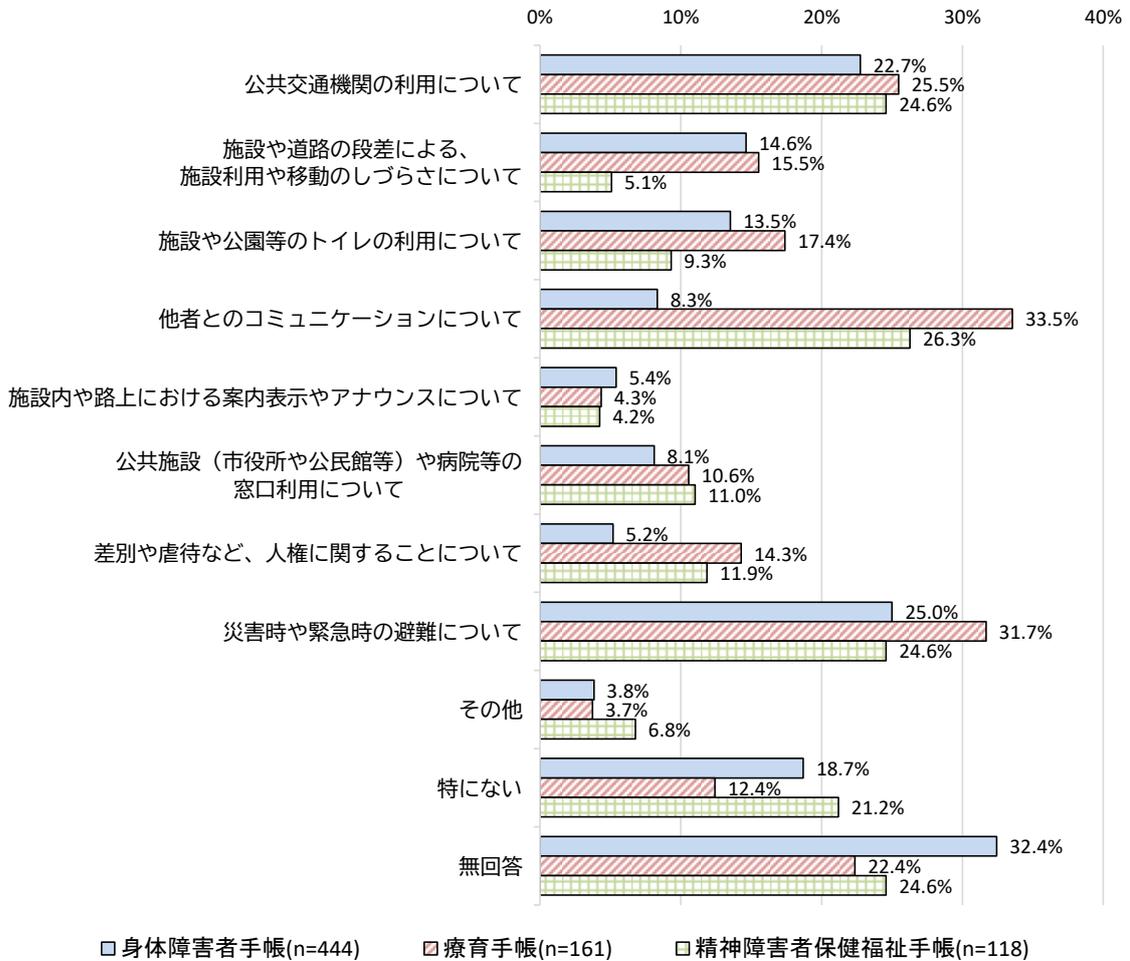
障がいのある人にとって住みよいまちをつくるために必要なことについて、手帳所持者別にみると、身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」（身体障害者手帳所持者：47.5%、精神障害者保健福祉手帳所持者：48.3%）の割合が最も高くなっており、療育手帳所持者では「サービス利用の手続きの簡素化」（39.1%）の割合が最も高くなっています。



□ 身体障害者手帳(n=444)   □ 療育手帳(n=161)   □ 精神障害者保健福祉手帳(n=118)

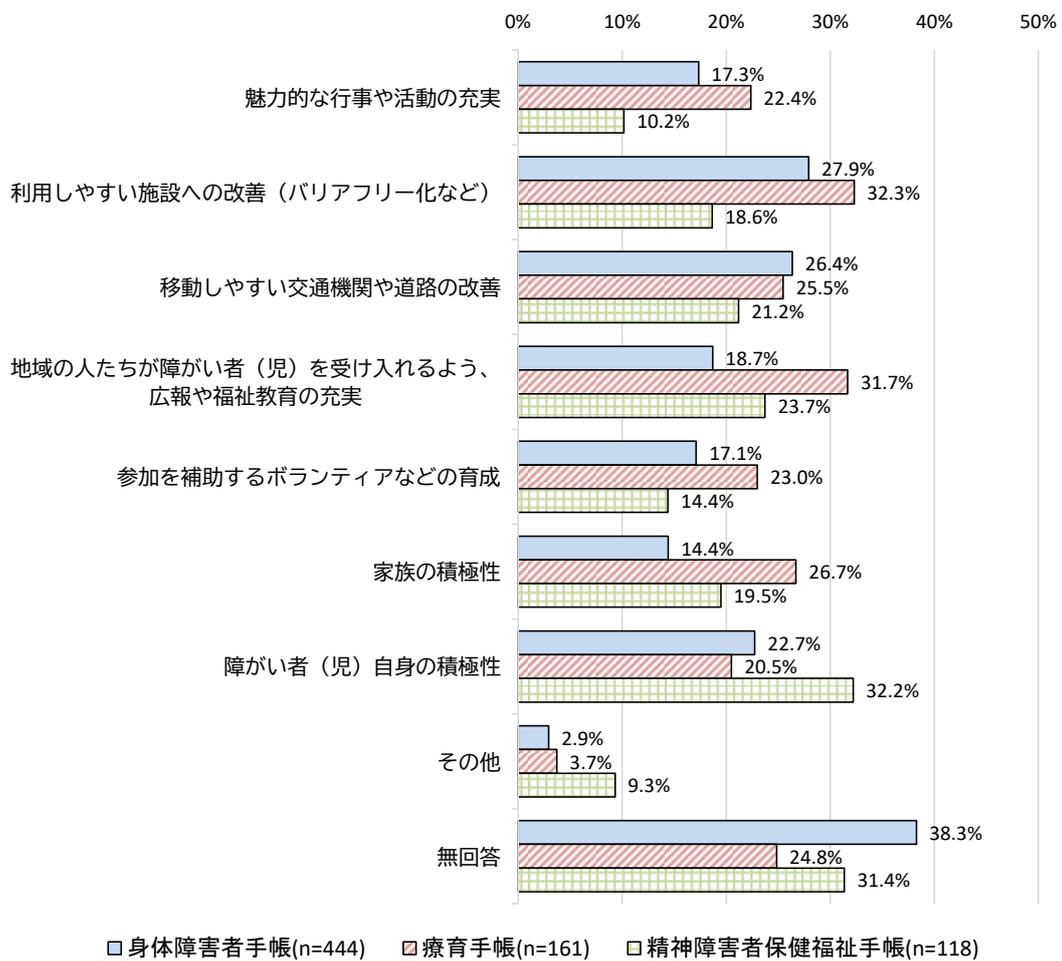
⑩日常生活の中で困っていることや不安・不便に思うことについて（障がい者向け調査）

日常生活の中で困っていること、不安・不便に思うことについて、手帳所持者別にみると、療育手帳所持者では「他者とのコミュニケーションについて」（33.5%）、「災害時や緊急時の避難について」（31.7%）の割合が他の手帳所持者と比較して高くなっています。



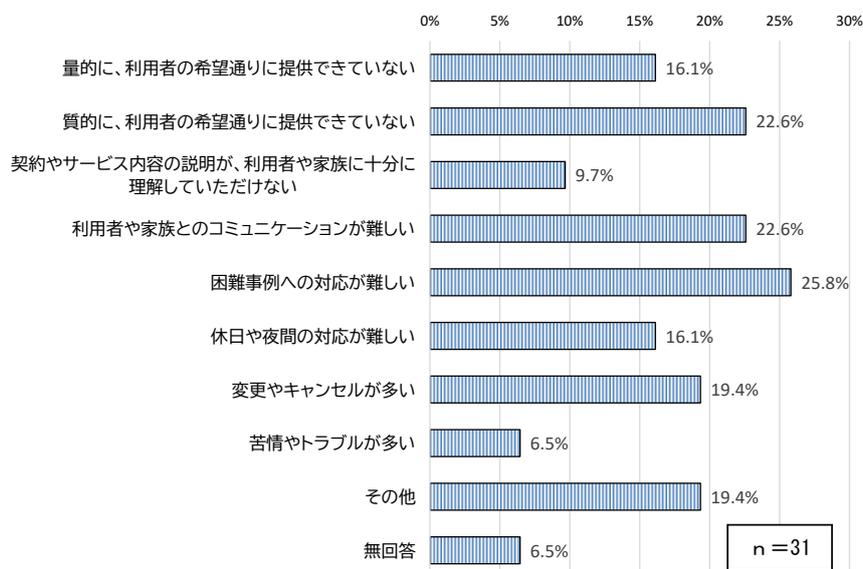
①地域や社会に積極的に参加していくために大切なこと（障がい者向け調査）

障がいのある人が地域や社会に積極的に参加していくために大切なことについて、手帳所持者別にみると、療育手帳所持者では「魅力的な行事や活動の充実」(22.4%)、「利用しやすい施設への改善(バリアフリー化など)」(32.3%)、「地域の人たちが障がい者(児)を受け入れるよう、広報や福祉教育の充実」(31.7%)、「参加を補助するボランティアの育成」(23.0%)、「家族の積極性」(26.7%)の割合が、精神障害者保健福祉手帳所持者では「障がい者(児)自身の積極性」(32.2%)の割合が他の手帳所持者と比較して高くなっています。



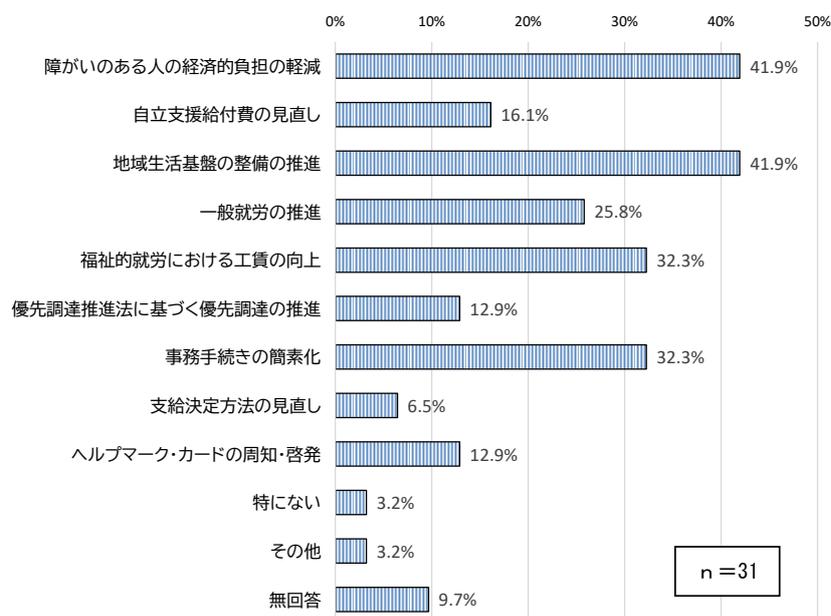
### ⑫ サービスを提供する上で、課題となっていること（事業所向け調査）

サービスを提供する上での課題については、「困難事例への対応が難しい」（25.8%）が最も高く、次いで「質的に、利用者の希望通りに提供できていない」「利用者や家族とのコミュニケーションが難しい」（ともに 22.6%）、「変更やキャンセルが多い」（19.4%）となっています。



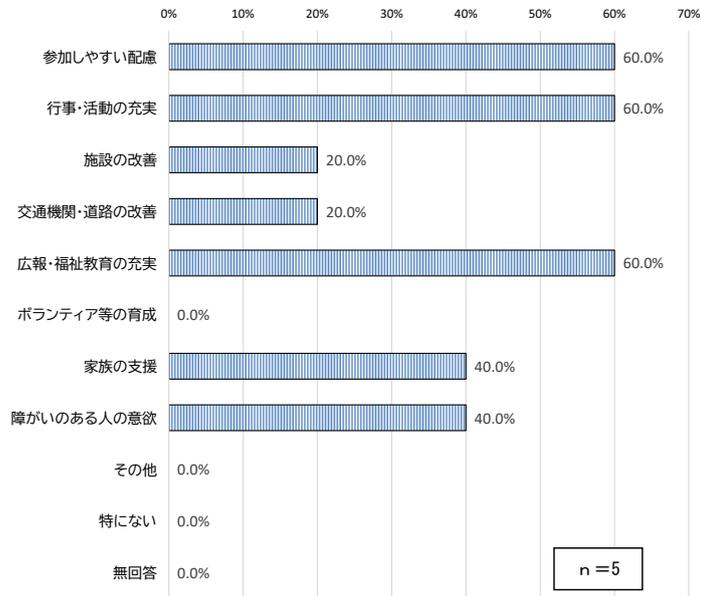
### ⑬ 市が実施する今後の障がい者福祉施策について期待すること（事業所向け調査）

市が実施する今後の障がい者福祉施策について期待することについては、「障がいのある人の経済的負担の軽減」「地域生活基盤の整備の推進」（ともに 41.9%）が最も高く、次いで「福祉的就労における工賃の向上」「事務手続きの簡素化」（ともに 32.3%）、「一般就労の推進」（25.8%）となっています。



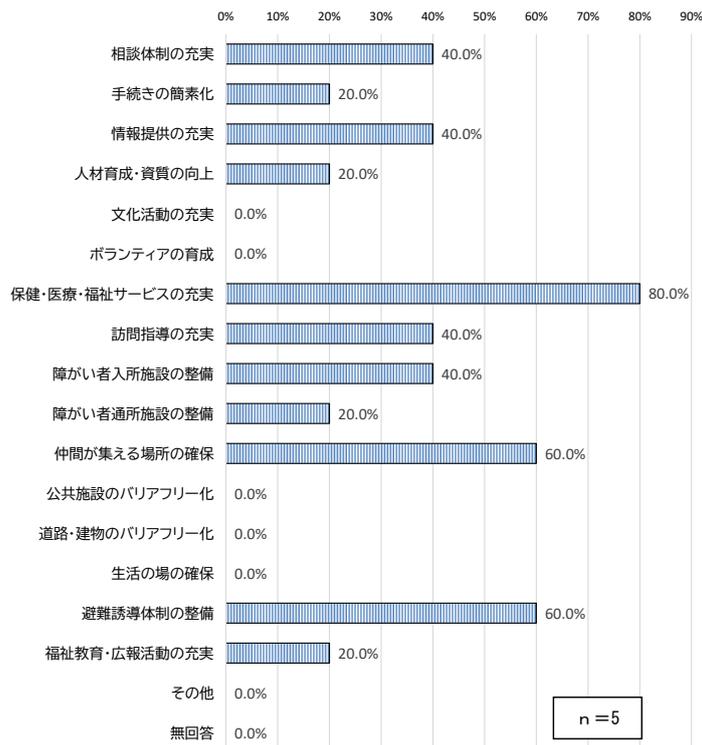
⑭地域や社会に積極的に参加していくことについて（団体向け調査）

障がいのある人が地域や社会に積極的に参加していくために大切なことについては、「参加しやすい配慮」「行事・活動の充実」「広報・福祉教育の充実」（全て 60.0%）が最も高くなっています。



⑮暮らしやすいまちづくりのために必要なこと（団体向け調査）

障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのために必要なことについては、「保健・医療・福祉サービスの充実」（80.0%）が最も高く、次いで「仲間が集える場所の確保」「避難誘導體制の整備」（ともに 60.0%）となっています。



## 第3章 計画の基本的方向

---

## 第3章 計画の基本的方向

### 1 基本理念

本計画においては、前計画を引き継ぎ、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、安全で安心な暮らしができる福祉のまち、平戸」を基本理念として掲げ、障がいのある人やその支援者に向けた取り組みを推進していくこととします。

わが国では人口減少・少子高齢化や世帯の小規模化、一人ひとりの価値観や生活様式の多様化など、社会環境の変化により人と人とのつながりが次第に希薄化し、家庭や地域で支えあう力が弱まりつつあります。

本市においてもこのような変化に伴い、障がい福祉分野においてもニーズの多様化、困りごとの複雑化といった変化が年々進行している状況です。

このような中、公的なサービスを基本としながら、市民が「支え手側」と「受け手側」にわかれるのではなく、地域住民や地域の多様な人・団体・機関が「我が事」として誰もが役割を持ち活躍できる「地域共生社会」の実現が求められています。

このような「地域共生社会」の実現に向けて、本計画では行政と市民、関係団体、事業所、地域が一体となって、障がいのある人の意志や行動が制限されることなく、安全で安心な暮らしを送ることができる平戸市を目指します。

#### 基本理念

**障がいの有無によって分け隔てられることなく、  
安全で安心な暮らしができる福祉のまち、平戸**

## 2 基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の3つの柱を基本目標とし、様々な施策を推進していくこととします

<b>権利を守っていきます</b>
<p>すべての住民が、障がいがあってもなくても分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、一人ひとりが個人として大切にされ、障がいのある人が、権利を円滑に行使するため、行政機関等において適切な配慮を受けることができるよう、障がいのある人たちの権利を守っていきます。</p>
<b>自分らしい自立した生活を支援していきます</b>
<p>障がいを抱えていたとしても、自分自身の選択と決定が尊重され、保健や医療の面での安心感を覚えながら、地域社会での生活を続けていくことができ、仲間とともに働き、活動することで、生きがいを実感でき、安全に生活することができるよう、障がいのある人たちの自分らしい自立した生活を支援していきます。</p>
<b>社会参加の機会を充実していきます</b>
<p>適切な教育や地域でのスポーツ・文化芸術活動への参加の機会を充実させ、誰もが快適で暮らしやすく、外出を促すような生活環境を整え、さらに、情報を手に入れたり、伝えたりすることを、より簡単で便利にしていくことで、障がいのある人たちの社会参加の機会を充実していきます。</p>

### 3 施策の体系

障がい者の尊厳保持と自立生活の支援の目的のもとで、誰もが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、多種多様な支援が切れ目無く提供される体制の構築を目指し、本計画では、基本理念の実現に向け、3つの基本目標を掲げるとともに、以下の施策体系に基づく施策の推進を図ります。

基本目標	施策の柱	施策
権利を守っていきます	1 差別の解消および権利擁護の推進	(1)障がいや障がいのある人に対する理解と交流の促進 (2)障がいを理由とする差別の解消の推進 (3)人権や権利を擁護するための仕組みづくり (4)成年後見制度の利用促進
	2 行政サービス等での権利擁護のための配慮	(1)市役所における配慮 (2)選挙における配慮
自分らしい自立した生活を支援していきます	1 生活支援のための基盤づくり	(1)障がい福祉に関する情報提供の充実 (2)相談支援体制の充実 (3)生活を支援するサービスの充実 (4)地域生活への移行支援
	2 保健・医療サービスの充実	(1)適切な支援につなげる障がいの早期発見体制の充実 (2)障がいの原因となる疾病等の予防・治療の推進 (3)保健・医療サービスやリハビリテーションの充実 (4)精神保健・医療施策の推進 (5)難病患者等への支援
	3 雇用と就労の充実	(1)就労支援の推進 (2)雇用・就労に関する総合的な相談機能の充実 (3)雇用・就労機会の拡充 (4)福祉的就労の場の充実 (5)市役所での障がいのある人の雇用の推進
	4 安心・安全対策の推進	(1)災害時や緊急時の避難行動支援体制等の充実 (2)災害時や緊急時の多様な情報伝達の実施 (3)悪徳商法による消費者被害対策の充実
社会参加の機会を充実していきます	1 教育の充実とスポーツ・文化芸術活動への参加機会の充実	(1)相談支援体制と早期療育の充実 (2)幼児期や学齢期でのともに育つ場と学校教育の充実 (3)学校における進路指導・就労指導の充実 (4)学校教育施設のバリアフリー化の推進 (5)スポーツ・文化芸術活動への参加機会の充実 (6)障がいのある人やその家族の団体の支援
	2 生活環境の整備	(1)福祉環境整備の促進 (2)住宅・住環境の整備促進
	3 コミュニケーションの支援	(1)情報のバリアフリー化の推進 (2)情報・意思疎通の支援の充実

## 第4章 施策の基本的方向

---

## 第4章 施策の基本的方向

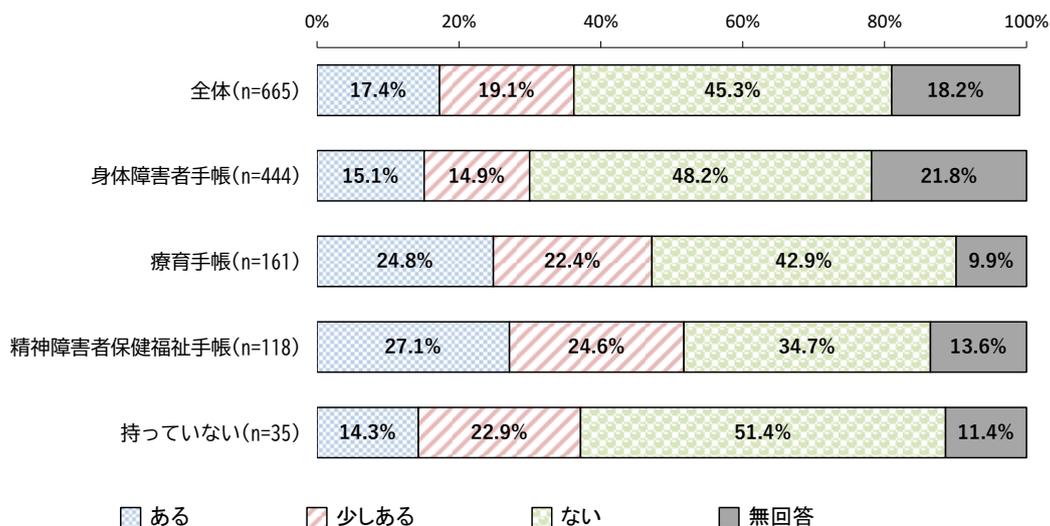
### 基本目標1 権利を守っていきます

#### 1 差別の解消および権利擁護の推進

##### ■現状と課題

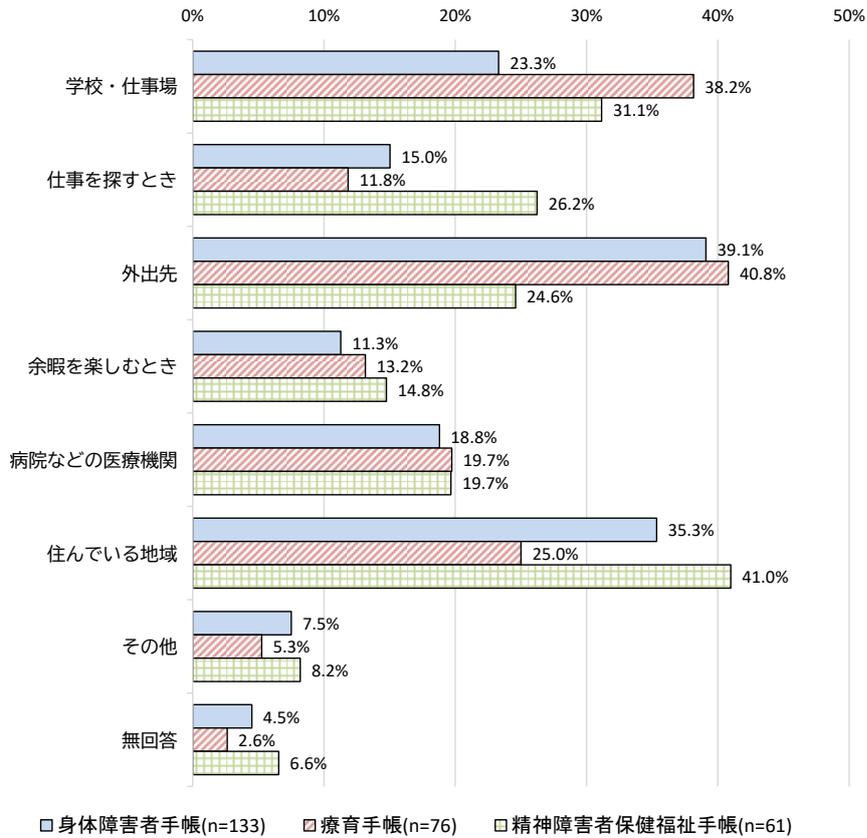
障がいの有無にかかわらず、すべての人にとって暮らしやすいまちを目指すためには、障がいや障がい者に対する正しい理解を深め、障がい者が偏見や差別等を受けることがないように、福祉教育の充実、啓発・広報活動、さらには地域内における協力・支援が必要ですが、アンケート調査においては、3割を超える障がい者が「差別や嫌な思いをしたことがある」と回答しています。

【障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことの有無】



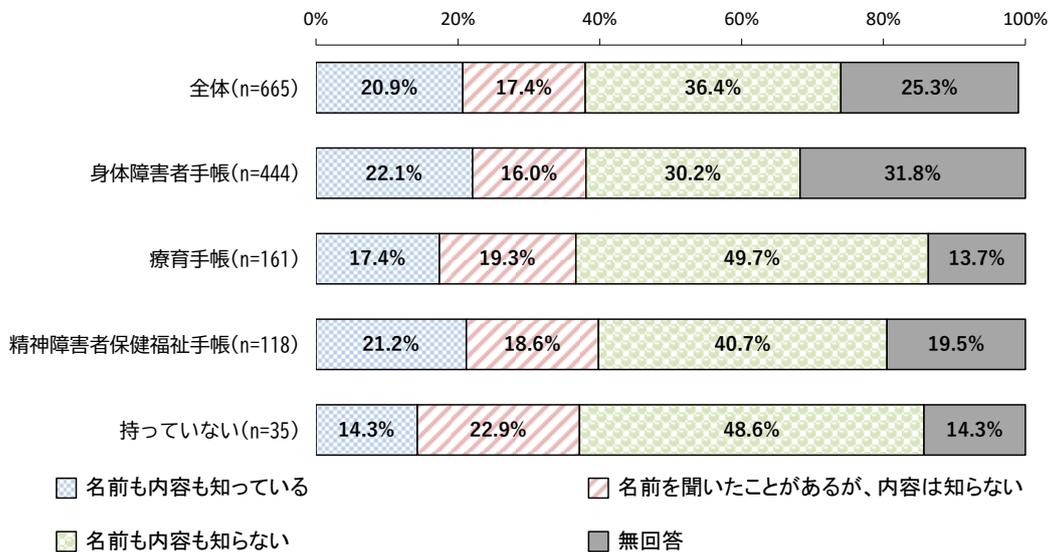
さらに、差別や嫌な思いをした場所については、手帳の種類別で差はあるものの、概ね「学校・仕事場」、「外出先」、「住んでいる地域」が高い割合となっており、それらに向けた周知・啓発活動等を重点的に実施することも、差別の解消に向けて有効であると考えられます。

【差別や嫌な思いをした場所】



また、障がいのある人の人権が脅かされることのないよう、成年後見制度利用支援や虐待防止対策に向けた取組を一層強化していく必要があります。障がいのある人の人権や権利を擁護するための仕組みである成年後見制度については、アンケート調査の結果では「名前も内容も知らない」が最も高い割合となっており、今後の利用促進を図るには、まず制度の周知が最も重要であることがうかがえます。

【成年後見制度の認知度】



■具体的な施策

(1) 障がいや障がいのある人に対する理解と交流の促進

取り組み内容	所管課
住民や事業者等が、障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めることができるよう、多様な広報・情報媒体及びICTを積極的に活用し、更なる情報発信に努めます。	福祉課
障がいの有無にかかわらず、誰もが参加しやすい地域での活動や行事等について、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の考え方を踏まえながら工夫し、年齢・性別を問わず、様々な立場の地域住民と障がいのある人たちが交流できる機会を広げる取り組みを支援します。	福祉課
児童・生徒が幼少の頃から、障がいや障がいのある人に対する正しい理解と知識を深めることができるよう、幼児教育や学校教育において人権教育や福祉教育をすすめます。また、特別支援学校在籍児童・生徒の居住地交流や教育相談など、特別支援学校との更なる連携を図ります。	学校教育課
障がいや障がい福祉等をテーマにした講演会やイベント等を開催しながら、啓発活動や交流活動をすすめます。	福祉課

(2) 障がいを理由とする差別の解消の推進

取り組み内容	所管課
障害者差別解消法に規定される基本方針に基づき、法の趣旨・目的等に関する効果的な広報啓発活動、研修会の実施に取り組むとともに、相談・紛争解決体制といった支援体制の整備を推進します。	福祉課
改正障害者雇用促進法に基づき、障がいの有無にかかわらず、雇用の均等な機会や待遇の確保、さらに、障がいのある人の有する能力が有効に発揮できるための取り組みを推進します。	福祉課

(3) 人権や権利を擁護するための仕組みづくり

取り組み内容	所管課
人権や権利擁護に対する住民や事業者等の理解を深めるためのイベントや講演会等を実施します。	福祉課
障害者虐待防止センターの機能を強化し、研修会の実施や相談支援体制等の充実に努め、障がいのある人の虐待の防止や早期発見等を推進します。	福祉課

取り組み内容	所管課
<p>障がいのある人の人権や権利擁護を推進するため、関係機関や団体と連携しながら、専門家を招いて定期的の実施している法律相談、司法書士相談、人権相談等の相談体制の充実を図り、個別のケースに適切に対応できるよう努めます。</p>	<p>福祉課</p>
<p>関係機関等と連携しながら、障がいのある人の人権や権利を擁護する成年後見制度の普及啓発と利用促進を図ります。また、支援につながるよう手続きの方法など支援の在り方を検討します。</p>	<p>福祉課</p>
<p>判断能力が十分でないため適切な福祉サービスを利用することが困難な障がいのある人に対して、福祉サービスの適切な選択と利用、日常的な金銭管理等を支援するため、関係機関と連携して日常生活自立支援事業の普及啓発と利用促進を図ります。</p>	<p>福祉課</p>

#### (4) 成年後見制度の利用促進

取り組み内容	所管課
<p>判断能力の低下が見受けられる障がい者等も住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、権利擁護に関する各種支援制度を利用することで、資産管理や身上監護が可能となり、障がい者の権利の擁護につながります。広報ひらどへの掲載や、成年後見制度及び日常生活自立支援事業についての周知、研修会の開催等を行い、今後も継続して利用促進に努めます。</p>	<p>福祉課</p>
<p>法人後見を受任している社会福祉協議会や関係機関と連携し、成年後見申し立てが難しい方々の利用についても円滑かつ柔軟な対応が図れるよう、中核機関の設置等、相談窓口機能等を強化するとともに、広報ひらどの活用や相談支援事業所等から対象者への制度説明を継続して行います。</p>	<p>福祉課</p>

## 2 行政サービス等での権利擁護のための配慮

### ■現状と課題

本市では、市職員の福祉意識の向上策に取り組むなど、行政サービスの向上に努めています。

しかし、アンケート調査では行政サービスに関する様々な指摘や要望があがっています。こうした意見は、障がいのあるなしに関わらず、市民全体へのサービス向上につながるため、改善に向けて取り組んでいく必要があります。

### ■具体的な施策

#### (1) 市役所における配慮

取り組み内容	所管課
市職員等に対し、障がいや障がいのある人についての理解を深めるため、必要な研修やマニュアルの配布等を実施し、窓口等における障がいのある人への配慮の徹底を図ります。	総務課 福祉課 全課
市役所における事務や事業の実施にあたっては、障害者差別解消に基づき、障がいのある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行います。	全課

#### (2) 選挙における配慮

取り組み内容	所管課
障がいのある人がスムーズに投票ができるように、投票所でのスロープ設置等、投票環境の向上に努めます。	選挙管理委員会

## 基本目標2 自分らしい自立した生活を支援していきます

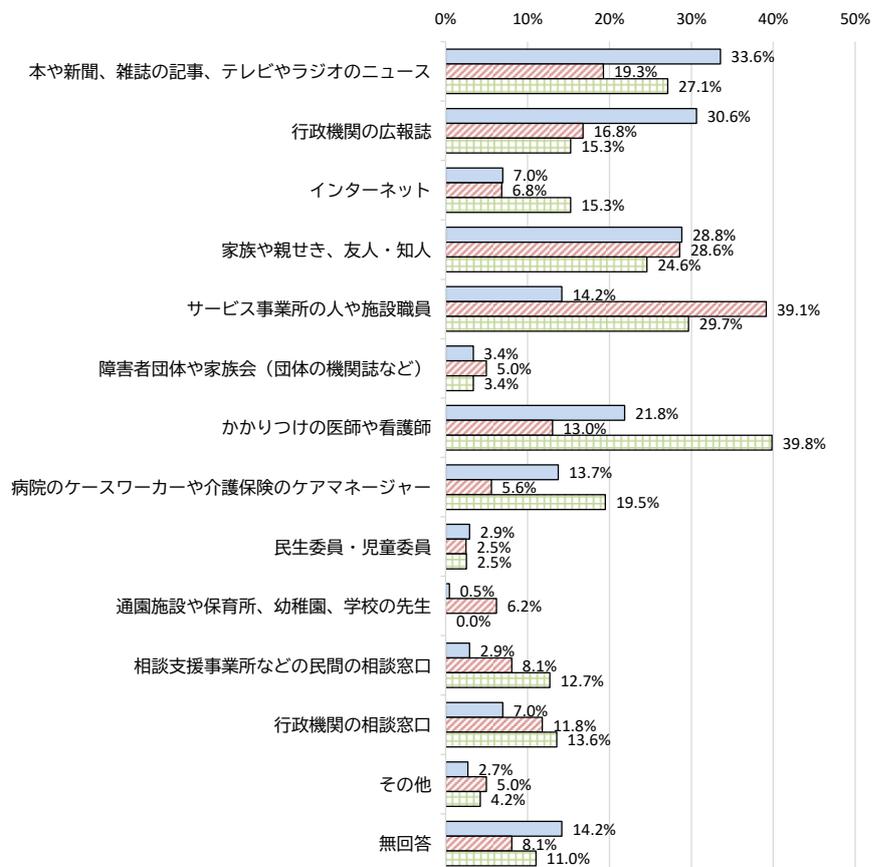
### 1 生活支援のための基盤づくり

#### ■現状と課題

障がい福祉に関する情報の入手先については、身体障害者手帳所持者では「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」(33.6%)、「行政機関の広報誌」(30.6%)の割合が、療育手帳所持者では「サービス事業所の人や施設職員」(39.1%)の割合が、精神障害者保健福祉手帳所持者では「かかりつけの医師や看護師」(39.8%)の割合がそれぞれ高くなっています。療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者では、サービスの提供者や医療関係者等から情報を入手している割合が高くなっており、直接的に自分から情報を入手するよりも、他者を介して情報を得ている状況が多くある様子がうかがえます。

このことから、インターネットや広報誌、メディアといった直接的な情報提供の手段と、人づてで情報を伝えることを意識した間接的な情報提供の手段の2つを意識して、バランスよく情報発信を行っていくことが効率的であると考えられます。

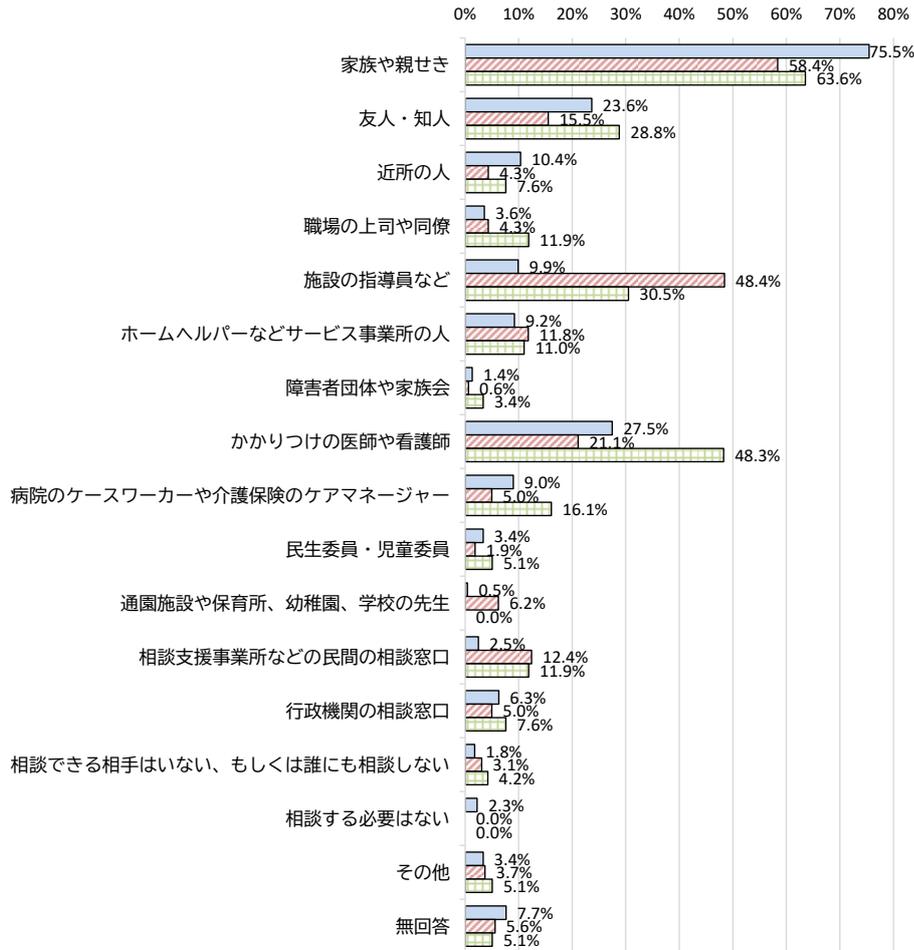
【障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の入手先】



□身体障害者手帳(n=444) □療育手帳(n=161) □精神障害者保健福祉手帳(n=118)

悩みや困ったことがあった時の相談相手については、「家族や親せき」が最も高く、身近な人を普段頼っている様子が見えます。手帳種別でみると、療育手帳所持者と精神保健福祉手帳所持者では「施設の指導員など」、「かかりつけの医師や看護師」といった回答の割合も高くなっており、そのような人たちが普段の生活に深く関わっていることが分かります。

【普段、悩みや困ったことがあったときの相談相手】



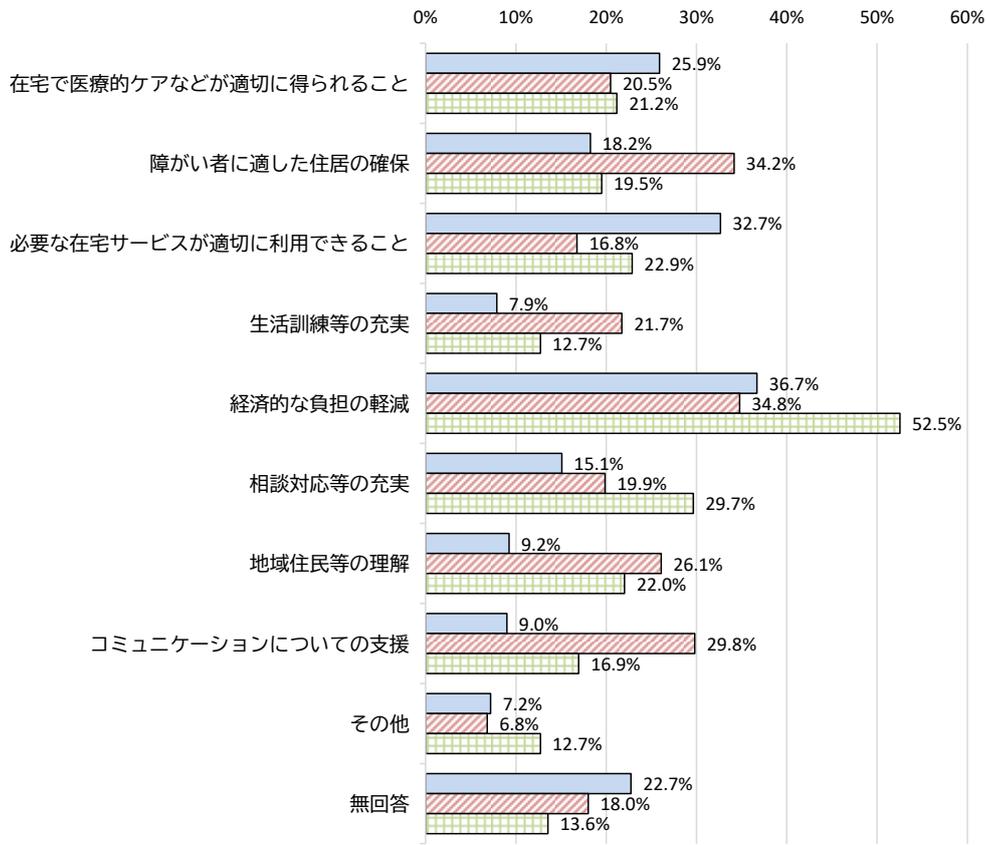
□身体障害者手帳(n=444) □療育手帳(n=161) □精神障害者保健福祉手帳(n=118)

障がいのある人が希望する暮らしを送るために必要な支援では、全体としては「経済的な負担の軽減」が最も高くなっています。手帳種別では、身体障害者手帳所持者では「必要な在宅サービスが適切に利用できること」(32.7%)の割合が、療育手帳所持者では「障がい者に適した住居の確保」(34.2%)の割合が、精神障害者保健福祉手帳所持者では「相談対応等の充実」(29.7%)の割合が高くなっています。

さらに、療育手帳所持者では、「地域住民等の理解」、「コミュニケーションについての支援」の割合も高くなっており、障がいの種別によって必要な支援が別であることが分かります。

ここで挙げた支援内容の充実を優先的に検討することで、障がいのある人が希望する暮らしを実現することに繋がっていくと考えられます。

【希望する暮らしを送るために必要な支援】



□身体障害者手帳(n=444) □療育手帳(n=161) □精神障害者保健福祉手帳(n=118)

■具体的な施策

(1) 障がい福祉に関する情報提供の充実

取り組み内容	所管課
<p>広報紙や市公式ホームページ、冊子やパンフレットの配布物といった多様な媒体やICTの活用を通じて、障がい福祉に関するサービスや各種支援制度等の内容をわかりやすく紹介し、障がいのある人自身やその家族が、自分たちに合った事業所やサービス内容を適切に選択できるよう、情報提供の更なる充実に努めます。</p>	福祉課

(2) 相談支援体制の充実

取り組み内容	所管課
<p>障がいのある人やその家族、高齢化する介護者等が抱えるさまざまな困りごとや悩みごとに応じ、迅速かつ的確に相談支援ができるよう、専門職の配置及び相談支援にかかわる関係機関との情報共有や個別ケースの検討を行うなど、連携の強化に努めます。</p>	福祉課

取り組み内容	所管課
相談支援にかかわる市職員の専門的知識の充実や適正配置をすすめるとともに、保健・医療・福祉・教育・就労等の専門職の連携強化を図ります。	福祉課
市役所だけでなく、指定特定相談支援事業所や各地域に配置している障害者相談員による相談支援の実施といった、身近なところで相談ができる体制の整備を推進するとともに、障がいのある人による相談活動等の取り組みを支援するなど、障がいのある人がより相談しやすい環境づくりをすすめます。	福祉課

### (3) 生活を支援するサービスの充実

取り組み内容	所管課
障がいのある人が住み慣れた地域でいきいきとした生活を送ることができるよう、社会参加や社会活動を促進するための日中活動の場の充実を図ります。	福祉課
障がいのある人の社会参加をより円滑にするため、移動支援の充実を図るとともに、サービスの更なる利用促進に向けて周知に努めます。	福祉課

### (4) 地域生活への移行支援

取り組み内容	所管課
地域移行及び地域定着支援サービスの提供体制の強化を図り、施設に入所している人や退院可能な精神障がいのある人が、本人の希望に沿って円滑に地域生活に移行・定着できるよう努めます。	福祉課

## 2 保健・医療サービスの充実

### ■現状と課題

本市では、ライフステージに応じた各種保健事業の実施を通じて、障がいの原因となる疾病等の早期発見・早期療養及び重症化予防などに努めています。

今後は、保健所や近隣市町村と連携した医療情報の収集や情報提供体制の強化などにより、保健・医療体制の充実を図っていく必要があります。

■具体的な施策

(1) 適切な支援につなげる障がいの早期発見体制の充実

取り組み内容	所管課
乳幼児健康診査等の母子保健事業や、保育所や幼稚園等での保育・教育活動において、障がいの早期発見のための体制の充実を図り、関係機関と連携を強化しながら早期療育につなげます。	こども未来課 福祉課
関係各課及び関係機関が連携して障害児相談支援事業等の充実に努めるとともに、児童や保護者等の個々の状況に応じた相談支援を丁寧にすすめ、適切な療育支援につなげます。	福祉課

(2) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療の推進

取り組み内容	所管課
障がいの悪化や原因となる疾病等を予防し、生活習慣病の早期発見・早期治療を図るため、各種検診(がん検診等)の受診や様々な場において健康教育、健康相談等を実施します。	健康ほけん課
障がいのある人の健康づくりを支援するため、本人や家族等に対する日常的な健康管理や、様々な媒体を活用した健康づくりに関する知識の普及や情報の提供、受診しやすい健診体制の整備、健康相談、保健指導の充実に努めます。	健康ほけん課

(3) 保健・医療サービスやリハビリテーションの充実

取り組み内容	所管課
障がいのある人が、身近な地域で、いつでも必要かつ適切で切れ目のない保健・医療サービスを受けることができるよう、関係機関との連携を強化しながら、体制づくりに努めます。	健康ほけん課 生月病院 市民病院
地域での自立した生活を支えていくため、障がいの程度に応じた継続的かつ総合的な治療や訓練を提供できるよう、関係機関との連携のもと、地域におけるリハビリテーション体制の充実に努めます。	健康ほけん課 生月病院 市民病院

(4) 精神保健・医療施策の推進

取り組み内容	所管課
地域活動支援センターや相談支援事業所等による利用者への日常的なかかわりや休日・夜間の対応等、精神障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、関係機関と連携した支援体制づくりをすすめます。	福祉課

取り組み内容	所管課
<p>住まいと生活の場に関する受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がいのある人の退院と社会復帰を促進するため、地域移行支援・地域定着支援の利用を促進します。</p>	<p>福祉課</p>
<p>精神障がいに対する正しい理解を促進するために、講演会や刊行物の配布等の広報活動を通して、普及啓発に努めます。また、うつ病等の早期発見と早期受診は自殺対策の観点からも重要であり、住民への普及啓発のほか、精神科医療機関と他の医療機関との連携をすすめます。</p>	<p>福祉課</p>
<p>保健所、医療機関、福祉事務所、相談支援事業所等の関係機関間の連携を強化し、未受診や治療中断者等、きめ細かい支援が必要な人に対応できる体制づくりをすすめます。また、ひきこもり状態にある人やその家族への支援策のさらなる充実について検討します。</p>	<p>福祉課</p>

**(5) 難病患者等への支援**

取り組み内容	所管課
<p>県北保健所、保健センターおよび福祉事務所が連携し、医療機関と協力しながら、専門的な相談支援体制の強化に努めます。</p>	<p>健康ほけん課</p>
<p>難病患者とその家族の療養上の不安や介護の負担を軽減するなど、適切な在宅支援を行うため、保健および医療、福祉が連携した地域ケア体制の充実努めます。また、行政と関係機関が連携して、難病患者の情報共有に努めます。</p>	<p>福祉課 市民病院</p>

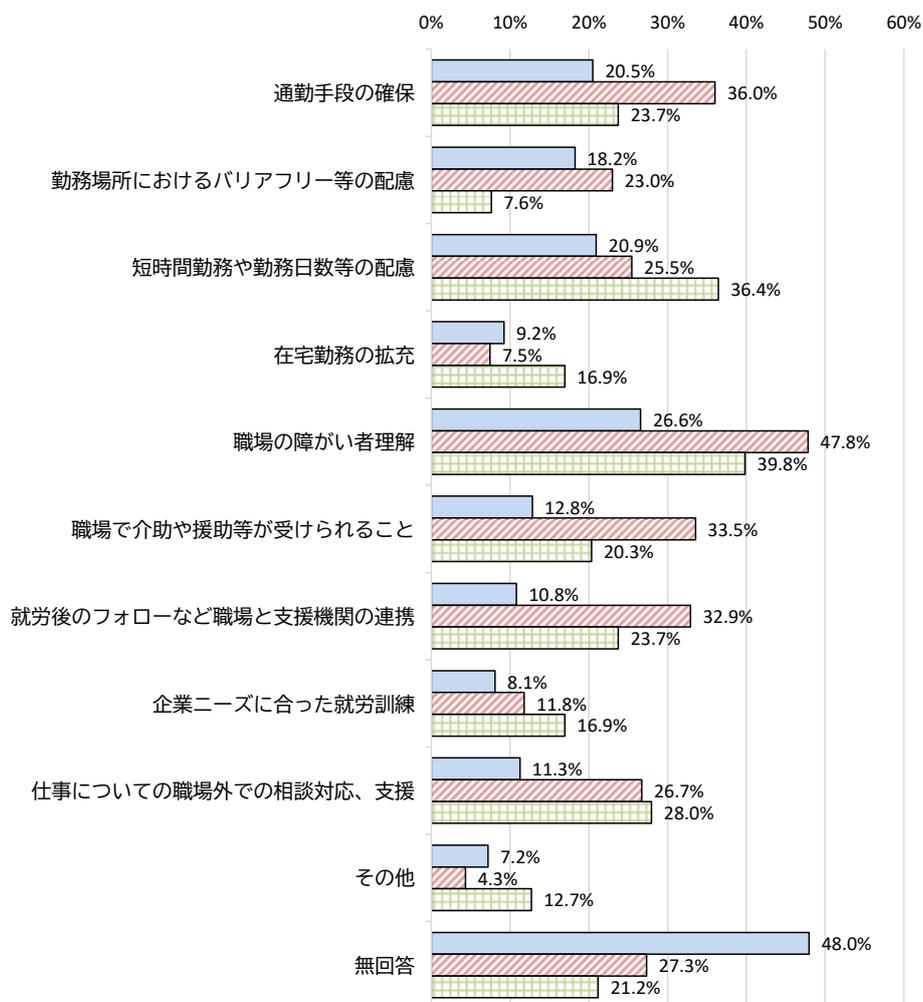
### 3 雇用と就労の充実

#### ■現状と課題

障がい者の就労支援として必要なことについて、アンケート調査の結果では、全体では「職場の障がい者理解」が最も割合が高く、周囲の理解促進を図ることが最も重要であると考えられます。また、療育手帳所持者では「通勤手段の確保」(36.0%)「職場の障がい者理解」(47.8%)、「職場で介助や援助等が受けられること」(33.5%)、「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」(32.9%)の割合が、精神障害者保健福祉手帳所持者では「短時間勤務や勤務日数等の配慮」(36.4%)の割合が他の手帳所持者と比較して高くなっています。

これらの支援内容を充実させていくためには、雇用する企業側の協力や理解促進が大変重要です。企業に向けた情報提供や研修機会等の周知も、今後更に充実させていくことが重要です。

【障がい者の就労支援として必要なこと】



□ 身体障害者手帳(n=444) □ 療育手帳(n=161) □ 精神障害者保健福祉手帳(n=118)

■具体的な施策

(1) 就労支援の推進

取り組み内容	所管課
国や県の雇用促進事業との連携をより密にしながら、法定雇用率の順守、不当な差別的取り扱いや合理的配慮の不提供の禁止等をはじめ、障がいのある人の雇用促進と障がいのある人が働きやすい職場環境づくりをすすめるため、住民や企業、団体等に対する啓発活動の充実を図ります。	商工物産課
一般企業や事業所への就労や就労移行支援等、障がいのある人の雇用・就労に関する多面的で実効性のある支援をすすめていくため、関係機関と連携を図りながら、就労支援体制を強化するとともに、就労の意向があるにもかかわらず就労できない障がいのある人のため、障害者差別解消法に基づく合理的配慮に関する啓発等を含め、企業への働きかけをすすめます。	商工物産課
地域と連携して職場見学・体験の内容の充実に努めます。また、地域人材を活用した職業講話を推進します。	学校教育課

(2) 雇用・就労に関する総合的な相談機能の充実

取り組み内容	所管課
障がいのある人の就職や職業能力の習得と向上、就職後の安定就労等を図るため、情報提供や相談支援の体制づくりをすすめます。	商工物産課 福祉課
相談機能の充実を図ることで、就職を希望する特別支援学校卒業生や就労移行支援事業所の通所者等の就業を促進します。	学校教育課 商工物産課 福祉課

(3) 雇用・就労機会の拡充

取り組み内容	所管課
就労継続支援 B 型事業所や地域活動支援センターの障害者就労施設等への優先的かつ積極的な物品や業務の発注、障害者就労施設等がかかわる物品の販売支援について、より一層すすめます。	全課
市内において障がいのある人の雇用を推進している企業や団体を支援できるよう、取り組みの検討をすすめます。	商工物産課

#### (4) 福祉的就労の場の充実

取り組み内容	所管課
身近な地域において、自立した生活に必要な経済的基盤の確保や働くことによる生きがいの創出を目的として、福祉的就労の場の確保と質の向上に努めます。	福祉課

#### (5) 市役所での障がいのある人の雇用の推進

取り組み内容	所管課
計画的な市職員採用選考試験の実施や多様な任用形態の活用により、民間企業に率先して障がいのある人たちの雇用の推進を図ります。	関係課

## 4 安心・安全対策の推進

### ■現状と課題

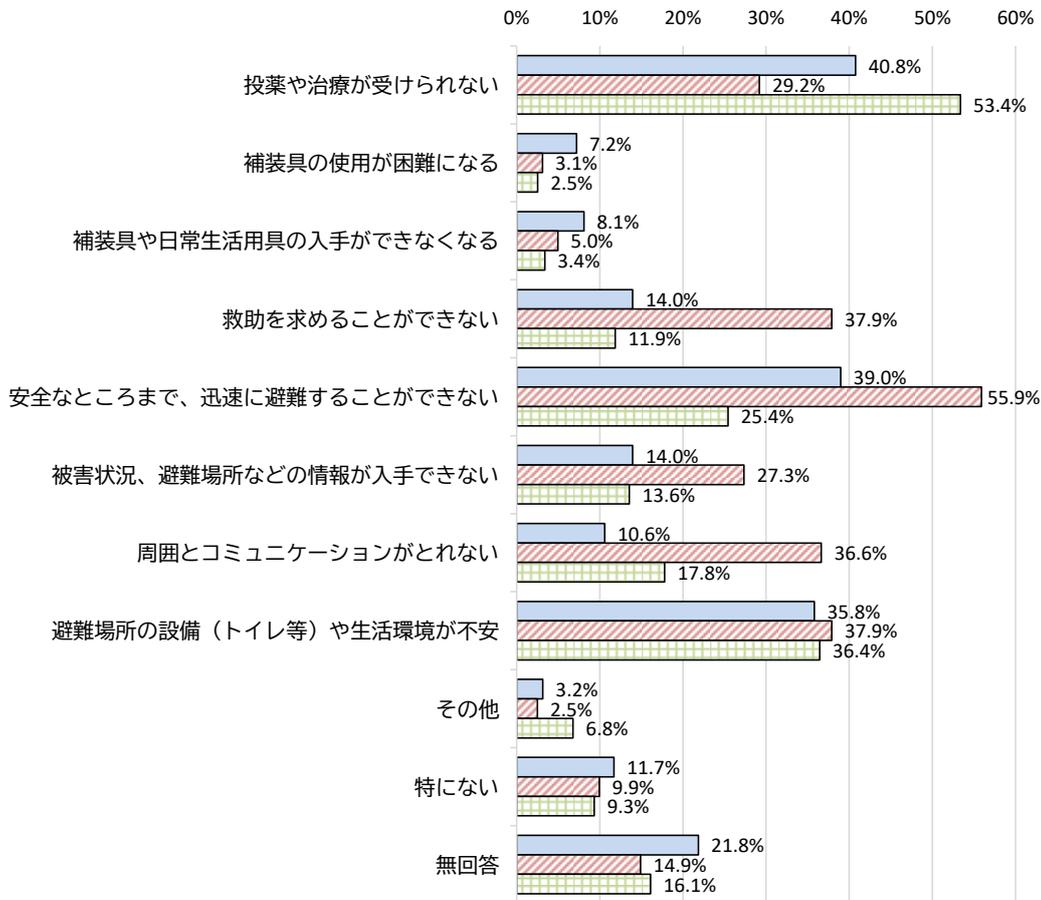
本市の災害対策については、避難行動要支援者の把握や、介護や介助が必要な高齢者や障がい者等の要配慮者が優先して入所することができる特別避難所の指定等に努めています。

災害時には、障がいのある人が困難な状況になるケースも多く、アンケート調査でも、避難行動や災害時の投薬や治療、避難所生活等に不安を感じている人が少なくない結果となっています。

そのため、避難誘導や避難所生活のあり方等、様々な障がいのある人の利用を想定した対策を検討していく必要があります。

また、障がいのある人が犯罪被害やトラブルに巻き込まれるケースがあるため、防犯対策についても強化を図る必要があります。

【災害時に困ること】



□ 身体障害者手帳(n=444)   □ 療育手帳(n=161)   □ 精神障害者保健福祉手帳(n=118)

具体的な施策

(1) 災害時や緊急時の避難行動支援体制等の充実

取り組み内容	所管課
災害対策基本法に基づき、障がいのある人等の要配慮者のうち、災害が発生し、または、災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な人たちについて、災害が起きた時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する人たち（避難行動要支援者）の把握に努めます。	福祉課
災害時や緊急時を想定し、定期的な避難訓練を実施するとともに、地域の自主防災組織や避難行動要支援者を支援する人たち、障がい福祉サービス事業所等と、市の福祉・消防・防災部門が連携を強化しながら、支援が必要な障がいのある人への緊急通報から避難誘導に至るまでの地域に即した支援体制の確立に努めます。	福祉課 総務課 消防署

取り組み内容	所管課
<p>災害時や緊急時に一般避難所での生活が困難な障がいのある人の受け入れ先として、民間福祉施設が活用できるよう、施設側との協議をすすめます。</p>	<p>福祉課 総務課</p>
<p>見守りや声かけ等、地域における福祉活動を通して、避難行動要支援者と日常的なかかわりを深める取り組みをすすめます。</p>	<p>福祉課 総務課</p>
<p>医療的ケア児が災害時や緊急時において安全に避難行動を行うことができるよう、医療的ケア児とその家族に向けた避難経路や避難場所の周知を行います。また避難所においては必要な医療的ケアを行うことができるよう、電源や備品等の確保等に努めます。</p>	<p>福祉課 こども未来課 総務課</p>

**(2) 災害時や緊急時の多様な情報伝達の実施**

取り組み内容	所管課
<p>災害時や緊急時において、電子メールや防災無線、広報車、ICTの活用等、さまざまな障がい特性に応じた情報伝達手段の多様化に努めます。</p>	<p>総務課 消防署</p>

**(3) 悪徳商法による消費者被害対策の充実**

取り組み内容	所管課
<p>障がいのある人が振り込め詐欺等の消費者被害や街頭犯罪等の、いわゆる悪徳商法の被害にあわないよう、警察等と連携しながら防犯対策の強化をすすめるとともに、出前講座等を開催しながら地域における防犯活動の充実を図ります。</p>	<p>市民課</p>

## 基本目標3 社会参加の機会を充実していきます

### 1 教育の充実とスポーツ・文化芸術活動への参加機会の充実

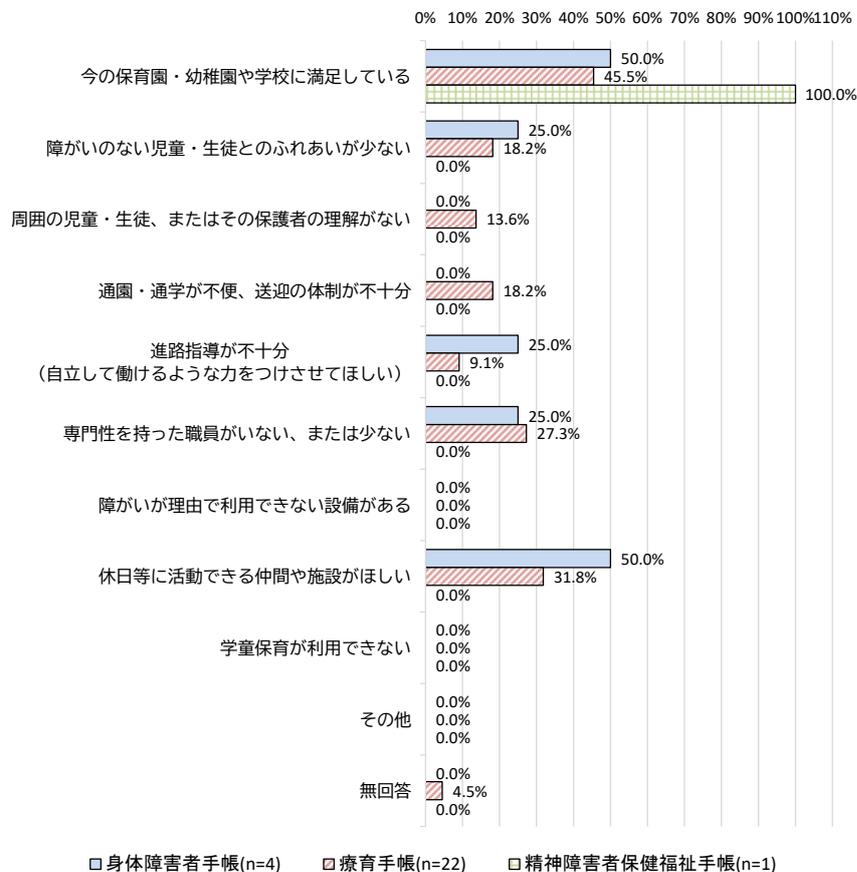
#### ■現状と課題

本市では就学担当・就学指導コーディネーターや特別支援教育コーディネーター、特別支援教育支援員の配置を行い、適切な支援体制の整備を進めるとともに、インクルーシブ教育の充実を図っています。

アンケート調査では、通園・通学して感じていることについて、「今の保育園、幼稚園や学校に満足している」が多数を占めています。一方、「休日等に活動できる仲間や施設がほしい」や「障がいのない児童・生徒とのふれあいが少ない」、「専門性を持った職員がいない、または少ない」の割合も少なくない結果となっており、今後も交流機会の充実や活動の場の確保に努めていくことが重要であると考えられます。

また、本市では、各公民館講座において、障がいのある方や高齢者でも参加しやすい「軽スポーツ教室」の開催や、福祉健康まつり等のイベントで、障がい者スポーツ体験教室を開催するなど、障がいのある方が参加しやすいスポーツの普及に努めています。

【通園・通学して感じていること】



■具体的な施策

(1) 相談支援体制と早期療育の充実

取り組み内容	所管課
就学前、就学期、卒業後といった未成年時におけるライフステージのあらゆる段階を通じて、一貫した相談支援体制の充実を図ります。	福祉課 学校教育課 こども未来課
障がいのある子どもの育児にかかわる相談支援体制の充実に努めるとともに、より身近な地域で障がいの早期発見、早期療育が可能となるよう、療育支援センターを中心に関係機関との連携を強化しながら早期療育体制の充実を図ります。	福祉課 こども未来課
発達障がい等、多様化する児童・生徒が抱える障がいに対し、専門的な対応が可能となるよう、相談支援や教職員研修の充実を図ります。また、就学担当・就学指導コーディネーターが個別の就学相談を行う機会を設けます。	福祉課 学校教育課

(2) 幼児期や学齢期でのともに育つ場と学校教育の充実

取り組み内容	所管課
ともに育つ場や機会を確保するため、保育所、幼稚園、認定こども園および放課後児童クラブにおいて、障がいのある子どもの受け入れ促進に努めます。また、医療的ケアが特に必要な子どもの受け入れにも万全に対応できるように、取り組みの充実に努めます。	学校教育課 こども未来課
学齢期において、障がいの有無にかかわらずともに育つインクルーシブ教育及び共同学習の充実を図り、ともに学ぶ環境づくりをすすめます。	学校教育課
障がいのある子どもについて、教職員の正しい理解を深めるとともに、特別支援教育コーディネーター、特別支援教育支援員の配置や個別の教育支援計画等の作成、早期からの相談支援など適切な支援体制の整備やきめ細かな対応に努めます。	学校教育課
学習活動や行事等の学校生活の充実を図るため、幅広い分野の関係機関との交流や連携を深めるとともに、保護者や地域住民等との交流の機会を設けていきます。	学校教育課

(3) 学校における進路指導・就労指導の充実

取り組み内容	所管課
障がいのある子どもの有する可能性を活かし、自立と社会参加がすすめられるよう、成長段階に応じた適切な進路指導や就労指導の充実に努めるとともに、多様な進路の確保について、関係機関に働きかけます。	学校教育課

(4) 学校教育施設のバリアフリー化の推進

取り組み内容	所管課
障がいのある子どもが学習や生活面で支障をきたさないよう、多目的トイレやスロープの設置、介助者等の人的配置等のバリアフリーの充実に努めるとともに、災害時や緊急時の避難場所、体育館の開放等の利用を考慮して、学校教育施設のバリアフリー化をすすめます。	学校教育課 教育総務課

(5) スポーツ・文化芸術活動への参加機会の充実

取り組み内容	所管課
障がいのある人が、さまざまなスポーツ・文化芸術活動に参加して、活動機会の拡大ができるよう、条件整備や支援人材の育成、障がいのある方でも取り組みやすいスポーツの普及を促進します。	福祉課 生涯学習課 文化交流課
障がいのある人たちの社会参加をすすめるため、スポーツ・文化芸術活動等に関する各種教室を開催するとともに、生涯を通じて学習できる機会を整えます。	福祉課 生涯学習課 文化交流課

(6) 障がいのある人やその家族の団体の支援

取り組み内容	所管課
障がいのある人やその家族の団体が取り組む活動の情報発信を支援し、団体への新規加入者の勧誘を応援するとともに、住民や事業者等に対し、活動への理解や行事への参加を促進します。	福祉課
障がいのある人やその家族の団体の主体性を尊重しながら、団体の運営費や福祉大会等への補助等により、活動を支援します。	福祉課

## 2 生活環境の整備

### ■現状と課題

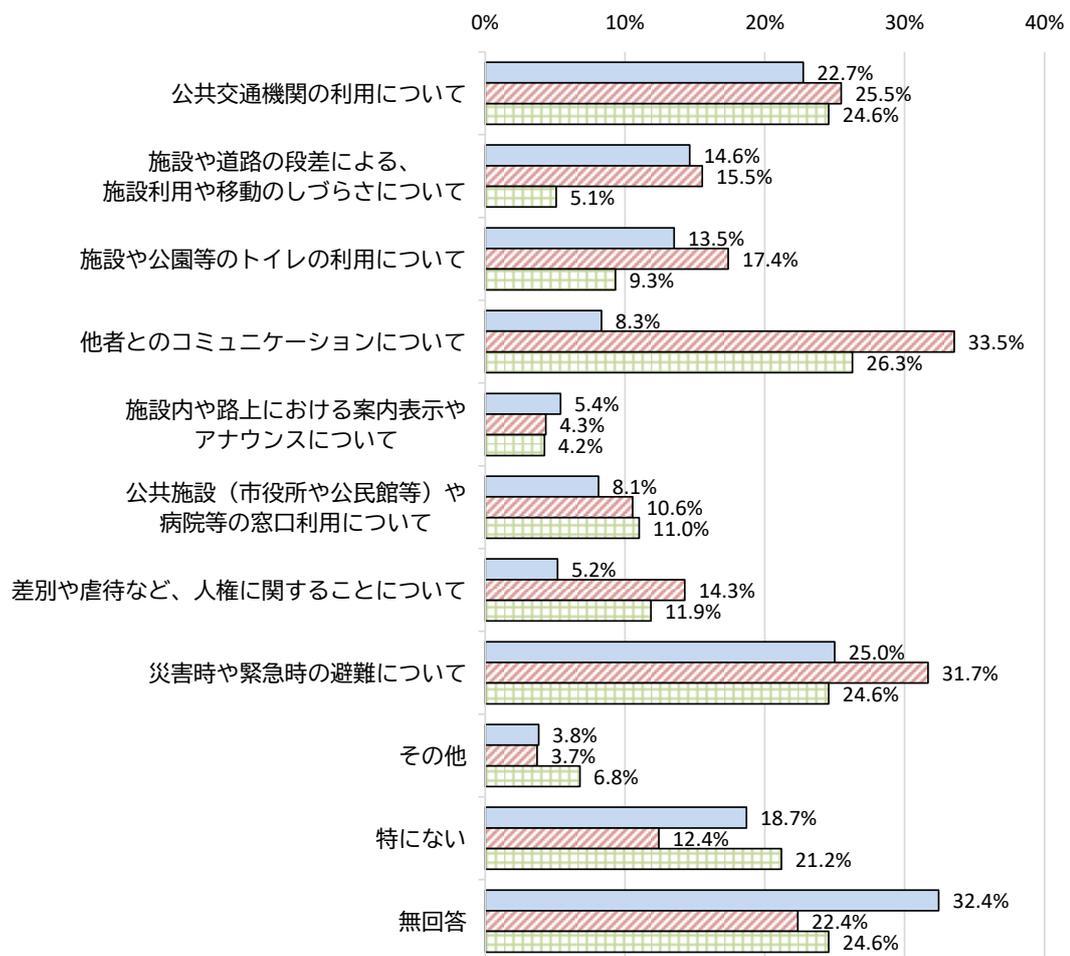
本市では、誰もが安全に安心して生活できるようにバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に努めています。

しかし、アンケート調査では、「施設や道路の段差による、施設利用や移動のしづらさについて」、「施設や公園等のトイレの利用について」といった項目にも、少なくない回答が上がっています。バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進は障がいのある人の社会参加にもつながるため、今後も継続的に環境整備に取り組んでいく必要があります。

また、将来の暮らしの希望については、全体では「家族と一緒に生活」が多いものの、障がい種別でみると、知的障がい者は約2割が「グループホームなど」を、精神障がい者は2割強が「一般の住宅での一人暮らし」を希望しています。

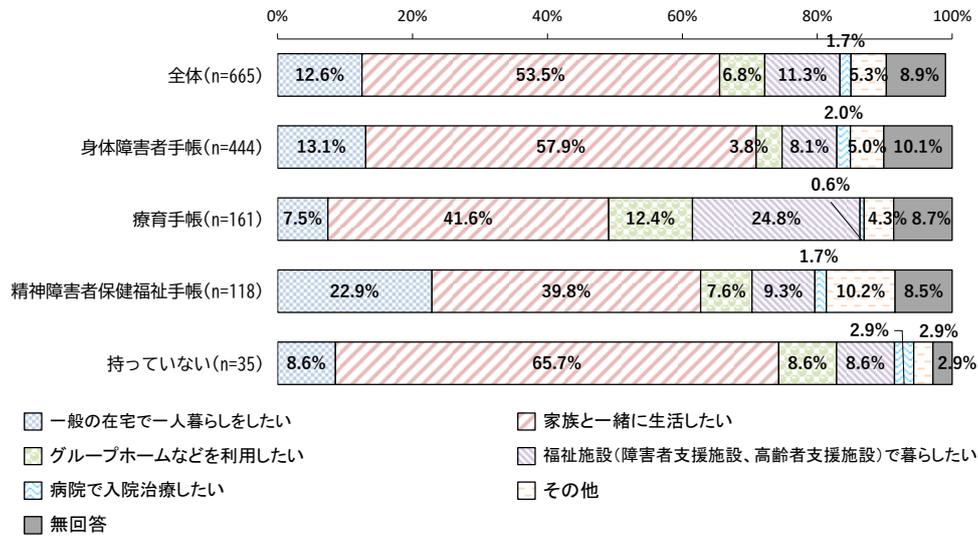
そのため、障がいのある人の暮らしの場の選択肢が広がるように、法制度の動向を踏まえ、障がいのある人の暮らしの場の確保に向けて取り組んでいく必要があります。

【日常生活で困っていること】



□ 身体障害者手帳(n=444) □ 療育手帳(n=161) □ 精神障害者保健福祉手帳(n=118)

【今後希望する暮らし方】



具体的な施策

(1) 福祉環境整備の促進

取り組み内容	所管課
障がいのある人や高齢者等にとって安全で利用しやすいものとなるよう、関係機関との連携と協力のもと、公共施設や民間施設の建築物のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化をすすめるとともに、道路交通環境や公共交通機関の整備、改善を図ります。	市民課 地域協働課 都市計画課 建設課
身体障がい者用駐車スペースの適切な利用について、広報啓発活動を強化していくとともに、公共施設では、利便性が高い場所に余裕を持った駐車スペースの確保をすすめます。	公共施設所管課
公民館等で行われている地域活動への参加を支援するために、建物の段差解消等のハード面のバリアフリー化をすすめるとともに、そのことを通して、人々のこころのバリアフリーを促進するよう努めます。	都市計画課

(2) 住宅・住環境の整備促進

取り組み内容	所管課
新設される公営住宅をバリアフリー化で対応していくとともに、住戸改修の際にも可能な限り、新設のバリアフリー設計と同様の仕様とするように努めます。	都市計画課
障がいのある人の住宅の環境整備に関する相談に応じ、支援します。	都市計画課

### 3 コミュニケーションの支援

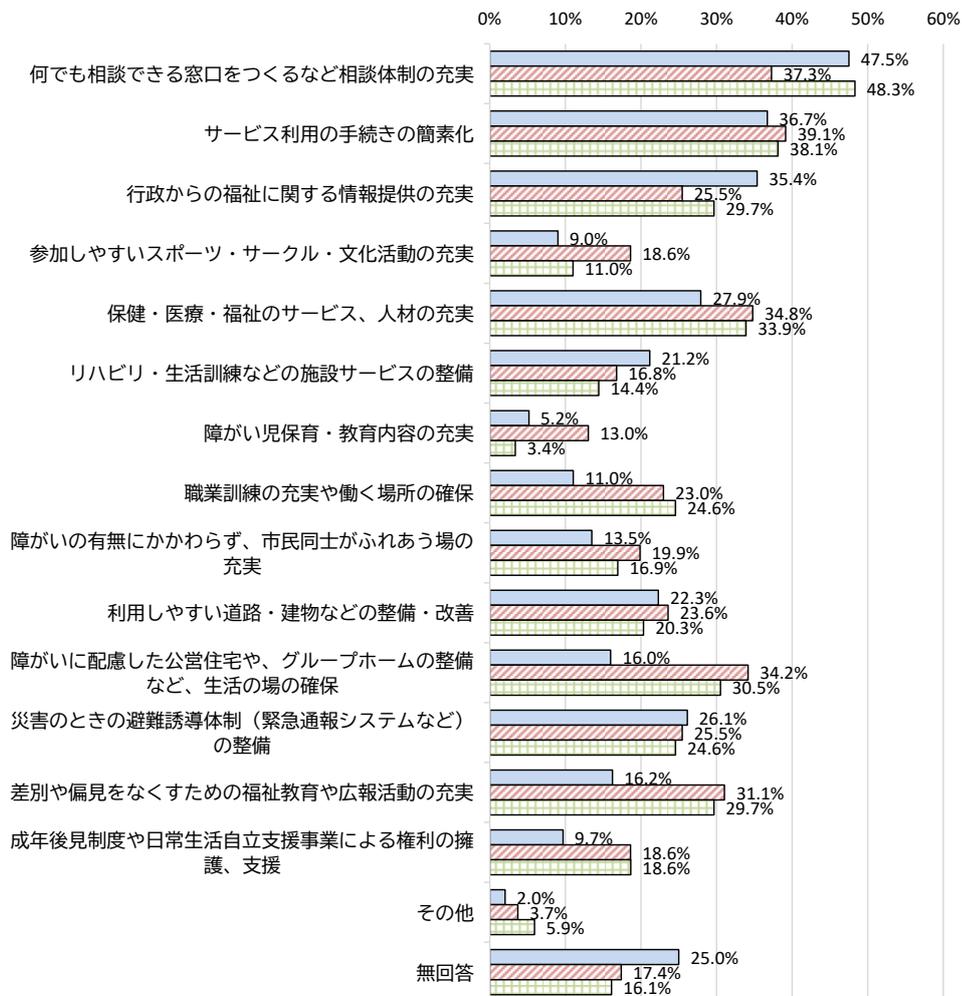
#### ■現状と課題

アンケート調査の結果では、住みよいまちをつくるために必要なこととして「行政からの福祉に関する情報提供の充実」が高い割合となっています。福祉情報の入手方法や求める内容は、障がいの特性や年齢により異なることから、情報へのアクセス環境や発信する内容等について、障がいのある人の視点に立って、検討していく必要があります。

また、本市では、手話通訳者や要約筆記者の派遣などの意思疎通支援事業や、補聴器などの情報・意思疎通支援用具などの給付を行っています。

意思疎通の支援は生活のあらゆる場面において欠かせないものであり、意思疎通を支援する手段は多種多様にわたることを踏まえ、障がいのある人とない人とのコミュニケーションが広がるように検討していく必要があります。

【住みよいまちをつくるために必要なこと】



□身体障害者手帳(n=444) □療育手帳(n=161) □精神障害者保健福祉手帳(n=118)

■具体的な施策

(1) 情報のバリアフリー化の推進

取り組み内容	所管課
<p>市の広報紙やホームページ、窓口等で配布する冊子やパンフレット等については、読み手のことに配慮し工夫していくことで、障がいの有無にかかわらず、市政に関する情報を取得することができるよう、情報のバリアフリー化をすすめます。</p>	<p>関係課</p>

(2) 情報・意思疎通の支援の充実

取り組み内容	所管課
<p>手話通訳者や要約筆記者の養成・派遣事業の充実を図ります。</p>	<p>福祉課</p>
<p>知的障がいのある人や発達障がいのある人等、意思疎通に特別な配慮を必要とする人たちへの支援のあり方について検討をすすめます。</p>	<p>福祉課</p>
<p>講演会や講習会等を開催し、情報の取得や意思疎通が困難な人に対する理解を深める機会の提供に努めます。</p>	<p>福祉課 生涯学習課</p>

## 第5章 計画の推進にあたって

---

## 第5章 計画の推進にあたって

### 1 庁内ならびに関係機関との連携強化

障がいのある人や障がいのある子どもに関する施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境等、広範囲にわたっていることから、福祉課をはじめとし、幅広い分野における関係各課との連携を取りながら、総合的かつ効果的な計画の実施を図ります。さらに、幅広い分野における関係機関との連携を強化し、一人ひとりの障がいの特性やライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援をすすめます。

### 2 国や県、近隣市町との連携強化

計画の推進にあたっては、今後の制度の改正等も重要となるため、国や県からの情報を収集しながら、制度の改正等の変化を踏まえて施策を展開していきます。さらに、計画を適切に推進し、目標を達成するために、国や県の補助制度等を活用するなど、必要な財源の確保に努めるとともに、適切な利用者負担制度等、障がいのある人に対する施策の一層の充実に向けて国や県への要望を行います。

また、市内で実施のないサービスや入所施設、専門的な知識を要するケース等、広域的な対応が望ましいものについては、近隣市町との連携や情報交換を行い、適切な対応に努めます。

### 3 さまざまな組織・団体との協働体制強化

障がいのある人やその家族の団体、地域活動や地域福祉活動を担う組織、障がい福祉サービス事業所、社会福祉協議会、保健・医療関係機関、教育関係機関、就労支援機関等、さまざまな組織・団体との協働体制の強化に取り組み、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

### 4 広報・啓発活動の推進

本計画に基づく施策を推進するためには、障がいのある人が受ける制限が社会のあり方との関係によって生ずるといふ、いわゆる「社会モデル」の概念や、一人ひとりの障がい特性や障がいのある人に対する配慮等への住民の理解、ひいては社会全体の理解が大変重要です。

行政はもとより、障がいのある人やその家族の団体、社会福祉協議会、障がい福祉サービス事業所等が連携し、さまざまな機会をとらえて啓発活動を行い、地域社会における「こころのバリアフリー」の実現をすすめます。

## 資料編

---

## 資料編

### 1 平戸市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会条例

平成 18 年 3 月 31 日条例第 41 号

**改正** 平成 22 年 3 月 25 日条例第 1 号

平成 25 年 3 月 25 日条例第 2 号

平成 26 年 3 月 25 日条例第 4 号

(目的)

**第 1 条** 障害者福祉施策に関する基本理念を定め、現状に即した実効性のある平戸市障害者計画（以下「障害者計画」という。）を策定し、障害者福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、障害者福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する平戸市障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）を策定することを目的に、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、平戸市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第 2 条** 策定委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 障害者計画及び障害福祉計画の策定に関すること。
- (2) 障害者計画及び障害福祉計画の推進に関すること。
- (3) その他障害者計画及び障害福祉計画の策定、推進に関し必要な事項

(組織)

**第 3 条** 策定委員会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 策定委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 民生・児童委員
- (2) 障害者団体の代表
- (3) 福祉施設の代表者
- (4) 社会福祉関係団体の職員
- (5) 医療機関、教育機関の代表者
- (6) 学識経験を有する者
- (7) 市職員
- (8) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

**第 4 条** 委員の任期は、3 年とする。ただし、役職により選任された委員は、その職を離れたとき委員の職を失うものとする。

2 委員に欠員が生じたときは、速やかに、補欠委員を委嘱するものとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、障害者計画の実施期間が満了したときは、委員の職は解かれたものとみなす。

(会長及び副会長)

**第5条** 策定委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 策定委員会は、必要に応じて会長が招集し、これを主宰する。

2 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(専門委員会)

**第7条** 策定委員会は、特別な事項を調査研究するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、会長が指名する。

3 専門委員会に委員長を置き、当該専門委員会に属する委員のうちから互選する。

4 委員長は、当該専門委員会の会務を総理し、当該専門委員会における審議の状況及び結果を策定委員会に報告する。

(意見の聴取)

**第8条** 策定委員会及び専門委員会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き又は資料の提出を求めることができる。

(委員の報酬及び費用弁償)

**第9条** 委員の報酬及び費用弁償の支給については、平戸市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年平戸市条例第36号）別表に規定する「その他の委員」の額とする。

(庶務)

**第10条** 策定委員会及び専門委員会の庶務は、市民福祉部福祉課において処理する。

(委任)

**第11条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**（平成22年3月25日条例第1号）

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**（平成25年3月25日条例第2号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**（平成26年3月25日条例第4号）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## 2 平戸市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会 委員名簿

No.	区分	団体名	氏名	備考
1	民生・児童委員	平戸市民生児童委員協議会連合会	山本 善則	
2	障がい者団体	身体障害者福祉協会代表	村田 丈二 (代理:宮園ヒトミ)	
3		平戸市手をつなぐ育成会	山内 智江	
4		平戸市精神障害者家族会 「くろしお会」	立石 傳太郎	
5	福祉施設	平戸市福祉施設連絡協議会	佐藤 慎一郎	
6	社会福祉関係団体	平戸市社会福祉協議会	宮本 照芳	
7	医療機関	平戸市医師会	池田 柊一	
8	教育機関	平戸市教育委員会	筒井 清信	令和2年 11月19日まで
			宮崎 トシ子	令和2年 11月20日から
9	学識経験者	長崎県県北保健所	濱崎 由紀	
10		江迎公共職業安定所	大平 孝幸	
11		長崎国際大学 人間社会学部	木下 一雄	
12	関係機関	平戸市自治連合協議会	木村 孝市	
13	市職員	福祉部	榊田 俊介	
14		福祉部こども未来課	伊藤 純子	

※順不同・敬称略

## 3 平戸市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会開催状況

開催日	会議	内容
令和2年 8月24日	第1回委員会	障がい者計画の策定の趣旨と方法について
令和2年11月24日	第2回委員会	調査結果の報告、計画素案についての協議
令和3年 2月24日	第3回委員会	パブリックコメントの結果報告、 計画案についての協議・承認



ひらどハートフルプラン  
平戸市障がい者計画（第3期）  
（令和3年度～令和8年度）

発行：令和3年3月 企画・編集：平戸市福祉部福祉課 障害福祉班  
〒859-5192 長崎県平戸市岩の上 1508 番地3  
TEL：0950-22-9130 FAX：0950-22-4421